

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録（14. 1定）			
日 時	平成14年 3月15日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時30分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木（政）・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に北野委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。（「委員長、動議」と呼ぶ者あり）

新谷委員。

○新谷委員

陳情第71号に対して集中審議を求める動議を提出します。（「賛成」「反対」と呼ぶ者あり）

○委員長

ただいま新谷委員から、陳情第71条に関する集中審議を求める動議の提出がありました。

直ちに本動議を議題に供します。

本動議の提出者より趣旨の説明を求めます。

○新谷委員

陳情第71号は、小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例制定方についてです。

昨今の情勢から、この陳情は小樽市にとっても重要な問題と考えます。多くの方々も注目して見守っている中、集中かつ徹底的に審議すべきだと思います。

以上、提案いたします。

○委員長

これより討論に入ります。

自民党。

○横田委員

ただいまの共産党からの動議に反対の討論をいたします。

共産党の動議は、陳情第71号についての集中審議をせよとのことでありますが、本陳情については、我が会派を含め、すべての会派が質疑・質問することが理事会で確認されております。

したがって、今回、いきなり通常の審議方法と異なる方法での審議を主張されましても、急にルールを変えろと言われるわけですから、これについては、議会運営上、好ましくないことであると思われます。

通常の方法で十分に審議が可能であり、また、これまでも本件に関して理事会を3度ほど開いているわけでありますから、その際にお話いただけなかったことをまた残念に思っているところであります。

よって、本委員会で通常の審議を求めることを主張いたします。

○委員長

共産党。

○北野委員

ただいま提案のありました陳情第71号の集中審議を求める動議に賛成の討論をいたします。

今、自民党の横田委員から、ポイントについて反対だということの討論があったわけですが、本委員会は、当然、通常のやり方で理事会でも協議されたと思うのです。

しかし、これはご承知のとおり、1万人をはるかに超える賛同をいただいて、本市議会に陳情が出され、非核平和条例をつくってほしい、こういうことを願って出されているものであります。

したがって、本第71号の陳情については、通常の審議のやり方では時間が足りません。例えば1会派20分です。これに対して、今日、理事者側から、これ以外に議案等の説明がなされますし、議案以外でも健全化計画についてのこともあるわけです。

したがって、質問時間が20分の中で、通常の中で、この陳情第71号を審議せよということは物理的に無理なのです。だから、日本共産党として徹底審議を求める動議を出したわけです。

また、自民党の横田委員は、今の討論の中で、最近、総務常任委員会の理事会を3回もやった。そこで何で出さなかったのか。何かひがんでいるような話がありますが、なぜ総務常任委員会の理事会を今日に至るまで3回やったかということでありますが、これは陳情者から市議会議長あてに代表者の意見を聞いていただきたい、つまり、総務常任委員会に付託されるわけですから、総務常任委員会に71号の陳情者の代表が出てきて、自分たちは、こういうわけで71号の陳情を出したのだという意見を聞いていただきたい、こう言って議論がなされたのです。

日本共産党は、当然、陳情者からの議長あての要望は正当なものだから、しかも、背後に1万人以上の方が賛同しているわけですから、この際、意見を聞くべきだということを主張したのですが、これをめぐって意見が対立し3度も開かれたわけなのです。

だから、私たちは、こういう経過を見て、どうしても陳情者の意見を聞くということについては、結局、意見が分かれて、委員長が緊急に本委員会を招集して、自民党、公明党の多数で陳情者の意見を聞かないということを決めてしまったのです。

そういう上に立って、私たちは、審議をどうしたらいいかということを考えて今日出したわけですから、横田さん、そういうわけですから、その辺の事情はよく察していただきたい。

したがって、総務常任委員長として、この件につきましても、委員長以下、自民党、公明党の皆さんは、徹底した審議を求める、こういう我が党の動議についてぜひ賛成していただきたいということを強くお願いしておきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、本動議は否決といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「財政健全化計画の見直しについて」。

○（財政）財政課長

財政健全化計画の今後の数値試算についてご説明いたします。

資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

この試算につきましては、昨年、第1回定例会総務常任委員会でご報告いたしました改定後の財政健全化計画の数値試算につきまして、平成14年度の予算案ができ上がりましたことから、その基礎となりました市税収入や地方交付税などを踏まえまして、改めて試算したものでございます。

前回の試算との違いと申しますと、平成14年度予算案に計上いたしました市税・地方交付税を基礎といたしまして収入を試算したこと、また、国の制度改正などに伴う所要の補正を行ったことに加えまして、新たに、北しりべし廃棄物処理広域連合に係る経費を計上したところであります。

その他の項目につきましては、21世紀プラン第2次実施計画を踏まえた全体の収支試算と同様として試算してございます。

個々の項目の具体的な計数につきましては、時間の関係もございまして省略させていただきますが、ポイントとなる各年度の収支見込みについて若干説明させていただきます。

資料2枚目の表の一番下の差引欄をごらんいただきたいと思います。

この欄は、単年度の収支不足を明らかにするために財政調整基金や減債基金の取崩し額は考慮しない形にした各年度の歳入歳出の差引額を示してございますが、平成13年度は、今回、定例会に提案させていただいております最終予算ベースで22億 4,500万円の実質的な収支不足となっており、これにつきましては、財政調整基金及び減債基金の取崩しにより補てんしてございます。

平成14年度では14億 5,300万円の収支不足を引下げ、減債基金で補てんすることといたしておりますが、平成15年度以降は、毎年度、45億円から55億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況が見込まれてございます。

このように、財政状況が予想以上に悪化する見込みでありますので、今後の取組につきましては、去る平成14年2月25日に財政健全化緊急対策会議を設置し、さらなる組織、機構、給与、手当の見直しなど、財政健全化のために緊急措置等で課題を早急に決定することといたしまして、より実効性のある取組を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長

次に、「市発注工事の入札及び契約の適正化の実施について」。

○（財政）契約管財課長

来月の4月1日から実施する予定であります市発注工事における入札契約の適正化についての実施内容につきまして、提出しました資料に基づいて、その概要を報告します。

本市におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法施行に伴い、昨年4月から工事契約等の適正化に努めておりますが、昨年3月に適正化指針が閣議決定され、その後、各種通達が出されたことによりまして、さらに、その適正化に取り組むため、本年4月1日から、次のとおり、市が発注する工事の入札及び契約の適正化を図ることといたしました。

適正化法で規定されています四つの基本原則に沿って実施内容の主な事項を説明いたします。

基本原則の一つ目は、透明性の確保であります。

透明性の確保につきましては、入札及び契約に係る情報は基本的に公表することにより、透明性を確保することとしており、既に公表済みの指名業者名、指名理由、入札金額、落札者名、落札金額などのほか、新たに、競争入札参加資格者の格づけ点数並びに順位、予定価格の積算内訳、苦情処理の手続、指名停止を受けた者の名称等を公表することといたしました。

また、予定価格の公表につきましては、現在予定価格 500万円以上の入札を行う工事と、工事に伴う設計等の業務委託について事前公表を施行しておりますが、金額制限をなくし、入札を行うすべての工事と工事に伴う設計等の業務委託について事前に公表を行います。

基本原則の二つ目は、公正な競争の促進であります。

公正な競争の促進につきましては、入札契約についての苦情申出の窓口など、苦情処理の手続などについて要綱を策定し、公表を行う苦情処理システムを整備いたしました。

基本原則の三つ目は、談合その他の不正行為の排除の徹底であります。

入札談合に関する情報への対応につきましては、国の談合情報対応マニュアルに基づき行っておりますが、今後も適切な対応に努めてまいります。

また、一括下請負等につきましては、小樽市発注工事の現場等における基本体制の点検要領を策定し、当要領に従って点検を行い、仮に下請負等があると疑うに足る事実があるときは、建設業許可行政庁等への通知を適切に実施いたします。

基本原則の四つ目は、公共工事の適正な施行の確保であります。

公共工事の適正な施行の確保のため、工事の施行状況の評価を行う小樽市工事成績評定要領と小樽市工事成績評

定基準を公表するとともに、工事成績評定点を請負業者に通知、公表し、その評点に対する説明請求を受理し、回答することといたしました。

最後に、その他の入札契約の適正化の促進といたしまして、建退共制度の普及と、その適正な履行を確保するため、小樽市発注工事に係る建設業退職金共済制度関係事務処理要綱を策定いたしました。

その要綱の中で、元請及び下請を含めた建退共証紙の張りつけをするため、建退共証紙貼付実績書を工事関係後に提出するよう義務づけをいたしました。

以上でございます。

○委員長

次に、「中学生生徒指導について」。

○（学教）指導室佐藤主幹

このたびの市内中学生暴力行為にかかわり、その概要及び経過についてご報告申し上げます。

加害生徒は、2月15日、金曜日の昼休みに、体育館の利用について男性教師に注意されたことに腹を立て、その男性教師の腹部や顔面をけるなど、暴行を加えました。

知らせを受け、校長をはじめ、数人の教員が駆けつけ、止めようとしたしましたが、生徒は激高しており、制止できない状況にありました。

校長が学校での指導は限界と判断し、2月18日に小樽警察署へ相談に出向いております。

相談を受けた小樽警察署は、相談を被害届として扱い、21日に当該生徒は教師に対する暴行の疑いで逮捕されております。

逮捕後、当該生徒は小樽警察署に留置され取調べを受けましたが、家庭裁判所の決定により、翌22日には監護施設に送致されました。

中学校におきましては、生徒逮捕の報を受け、21日に職員会議、翌22日には全校集会を開き、校長が全校生徒に対して経過の説明を行いました。

なお、当該生徒に対しては、卒業や進路にかかわり指導に努めております。

また、PTA役員会を開催し、今回の経緯についての説明と理解を求める協議を行っております。

以上でございます。

○委員長

次に、「生涯学習プラザ及び総合体育館の月曜日開館について」。

○（社教）波田主幹

小樽市生涯学習プラザ及び小樽市総合体育館の月曜日の開館について、ご報告申し上げます。

生涯学習プラザは、平成7年の開館以来、休館日を月曜日と定めておりましたが、市民から月曜日の利用の要望が多いため、平成14年度より月曜日を開館するものであります。

また、総合体育館につきましては、昭和49年の開館以来、多くの市民に利用されてきたところであります。

休館日の開館については、常日ごろより要望があり、平成10年度に祝日の翌日を開館してきたところでありますが、平成14年度から、生涯学習プラザと同様、月曜日を開館することとし、有効利用と、より一層の市民サービスの向上と親しまれる施設づくりに努めてまいりたいと考えております。

そのことにより、生涯学習プラザは年間50日、総合体育館は53日、市民開放することになります。

なお、開館の市民への周知については、市の広報誌や各報道機関に報道依頼をしております。

以上でございます。

○委員長

「豊倉小学校放課後児童クラブの新規開設について」。

○（社教）社会教育課長

放課後児童クラブの新規開設についてご報告いたします。

放課後児童クラブにつきましては、現在、小学校24校で開設しておりますが、このたび、未開設校の豊倉小学校から開設についての強い要望が出され、これを受け、学校の中の協議を含め、市教委として検討を進めてまいりました。

この結果、今年4月から新規開設をすることとし、現在、その準備を進めているところでございます。

以上、報告申し上げます。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明を願います。

「議案第33号について」。

○（総務）秘書課長

議案第33号小樽市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

商法等の一部改正をする法律は、平成13年10月1日に施行され、株券につきましては、額面株式制度が廃止されて無額面株式に統一されましたことから、条例中の株券につきましては、株数のみの記載とする改正を行うものでございます。以上です。

○委員長

「議案第35号について」。

○（総務）職員課長

議案第35号小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の法律が公布されまして、平成14年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正点の主なものについてでございますけれども、第1に、今まで一度しか取得することができなかった育児休業が、男女共同参画社会の実現に向けて、夫婦のいずれか一方が3か月以上、子を養育する場合、再度取得することができるようになったことであります。

さらに、第2に、育児休業期間が1年から3年に延長されたことにより、育児休業期間中に再度育児休業を取得することが可能となったことなどであります。

以上でございます。

○委員長

「議案第50号について」。

○（学教）総務課長

議案第50号小樽市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

これまで、学校医などの公務災害補償については、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、これによりまして、都道府県の条例で定めることとされていましたが、法律の一部改正により、学校医等の公務災害補償に関し、政令で定める補償内容の基準に従い、学校を設置する市町村の条例で必要な事項を定めると改正されたためであります。

また、この条例制定に伴いまして、小樽市議会議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、この一部について、併せて所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

○委員長

「議案第52号について」。

○（消防）予防課長

議案第52号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

この条例案を提出いたしましたのは、平成13年4月14日に消防法の一部を改正する法律が公布され、同時に、危険物の規定に関する政令でヒドロキシルアミン類が新たな危険物として指定されたこと。

また、引火性の液状を有する物品のうち、引火点が250度を超える物品が指定可燃物に追加されたことから、これら危険物の貯蔵取扱等の技術上の基準について、新たな規定を加えるとともに、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

○委員長

それでは、これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎放課後児童クラブについて

初めに、放課後児童クラブについてお伺いいたします。

さきほど資料を出していただきましたけれども、14年度の希望者で定員をオーバーしているところは、どこですか。

○（社教）社会教育課長

最上小学校、それから天神小学校、朝里小学校の3校でございます。

○新谷委員

このうち、天神は31名ですけれども、1名オーバーということで、これは受入れ可能ですか。

○（社教）社会教育課長

実は、天神小学校は、普通教室を利用しているのではなくて、若干部屋が狭い場所を使用しておりまして、普通教室で使っている場合は30名定員で行っておるのですが、ここは25名定員ということで、従来から行っております。

○新谷委員

そうすると、空き教室はないのですね。最上、天神、朝里のうち、空き教室のあるところはどこですか。

○（社教）社会教育課長

現在、空き教室のあるのは、最上小学校でございます。

○新谷委員

最上については、2教室にできないのですか。

○（社教）社会教育課長

現在、34名の申込みがございまして、実は、放課後児童クラブにつきましては、過去4年間の統計といえますか、年度当初から、年度末に児童の推移を調べたものがあります。

それによりますと、最上小学校に限って言いますと、去年は6名の児童が退所をしたといった経緯もございますので、今、この4名のオーバーの部分を勘案しまして、仮に1クラスを増やすことは予算もかかりますけれども、やれないことはないと思いますけれども、これが途中でまた減ることが、これは全市的な全クラブについて言えることございまして、この4名の部分につきましても、オーバーについて、新たに、もう1度空き教室を設けて開設するというにつきましても、今回、見送りたい、このように考えております。

○新谷委員

そうすると、定員をオーバーしているところは、3年生は断っていると聞いていますけれども、それでよろしいですか。

○（社教）社会教育課長

ご指摘のとおり、3年生をお断りしているということでございます。

○新谷委員

最上なのですけれども、今のところ、3年生が9名で34人ということです。年度途中でやめる子どもさんがいるということで、これは、それぞれ理由があるでしょうけれども、それはちょっと横に置いておいても、4人ほどのオーバーですから、本当はすべきだと思うのですけれども、教室を二つできないというのであれば、ちょっと多いけれども、受け入れていくということもできるのではないですか。

○（社教）社会教育課長

実は、1クラスの定員といいますか、これにつきましては、協定といいますか、約束をしてございまして、普通教室は88平方メートルあるのですが、ここでは、子どもたちは普通、机に座ってとか、子どもたちが普通教室で勉強する限りでは、机に座って動かないで過ごすのですけれども、放課後児童クラブにつきましては、周りに子どもたちの道具箱とか、あるいは指導員の机、それから冷蔵庫、それからコインロッカー、そういったものが置かれますので、真ん中の方の使われる部分にマットを敷いて、子どもたちが自由に教材に触れたり、あるいは絵をかいたりとか、そういう使い方をしていますので、定員も30名ということで、教室の大きさから考えまして、従来、30名ということでの取決めといいますか、そういったことで運営をしております。

○新谷委員

3年生で、クラブに入られなくて困っているのだという声も聞いております。それで、3年生のうち、例えば、上に兄弟がいるとかというところでなくて、帰宅してから、全くだれもいなくて困っているというところがあるのではないですか、いかがですか。

○（社教）社会教育課長

入室の際の申込書には、申込条件ですが、これは家に両親以外に子どもの面倒を見る方がいない、そういったことが条件になってございまして、それで、兄弟なりがいる家庭もいろいろあろうかと思いますが、その一つ一つの家庭の中に入り込んで、そういった基本権の部分につきまして調査する、あるいは、そういったことを加味して順位をつけるという面ではちょっと難しいものと考えております。

○新谷委員

家庭の中に踏み込むということではなくて、実際に困っているわけですから、実情ぐらいはつかむべきじゃないかなというふうに思います。

それから、この前、予算委員会でも言いましたけれども、児童福祉法の趣旨からいっても、10歳未満の子どもの健全育成を図らなければならないわけです。

それでは、この3年生に対して、朝里なんかも3年生だけで17人、それから、定員からいったら1、2年生でもあぶれる子どもがいるわけです。63人ですから、3人はあぶれるわけですから、この点に対して、具体的にどのような対策で臨むか、その辺もきちっとしておかないと、働く親にとっては本当に不安でしょうがないと思うのです。実際に子どもだけで留守番をしていて火事を出したとか、そういうことがあるわけですから、その点についてどういうふうなお考えでいますか。

○（社教）社会教育課長

ただいま朝里の件が出されまして、実は80名という申込状況でございまして、朝里は2クラスで80名でございまして、3年生が17名の申込みでございまして、3年生17名をお断りしても、なお63名ということになりまして、それでも定員をオーバーするわけでございます。

それで、私どもの方で、実は、その辺の実情を勘案しまして、3名の方は実は待機という形でご了解をいただいております。3名のうち、新1年生が2名、それから新2年生が1名の3名のご家庭の保護者の方には、その旨の了解をいただきたいということで、順次、空き次第、入っていただくということで考えておりまして、現在、朝里については、そのようになってございます。

○新谷委員

空き教室がないから、これ以上増やすということは、到底、無理なのはわかっておりますけれども、放課後、児童クラブの趣旨からいって、受け入れないということ自体が問題です。所管が教育委員会だけでは対応し切れない問題があると思うのです。

放課後対応の児童館は、現在は二つ、それから女性センターや銭函サービスセンターを合わせて4施設しかないわけです。

今の社会情勢からも、共働きの家庭がますます増えるということは予想されることでもありますし、さっき職員課長の方から、男女共同参画社会の推進のことも出されましたけれども、こういう立場からしても、男女とも働きやすい環境をつくるというのが非常に重要な施策であると思います。

ですから、教育委員会だけではなくて、青少年女性室、また、市全体の問題として取り組んでいただきたいと思います。市、市長、この点はいかがですか。子どもたちが入れないのです。

○社会教育部長

市長ということでございますけれども、私の方からお答えをさせていただきます。

今お話がございましたけれども、実は、この事業については、私ども社会教育部、それから市民部と福祉部、この3部でやってございまして、そこの事業の窓口を私どもの方で担っている、こういう実態にございますので、今、予算なりの審議が終わりまして、これらの事業が新年度にこれから全部具体的に動くわけですが、まず、この事業のスタートに当たりまして、今回の議会でも、この事業についていろいろなお話もございましたし、私ども、これまで言われている課題等もございますので、その辺の課題の整理、議会のご審議も含めた、そういった課題について、予算の中でどういったことができるのか、また、予算を伴わない事項というのもございますので、これに対して、すぐ事業として、できるだけそういうことにこたえられるような、そういった解決策に取り組んでいくというふうに既に会議を持つようにしてございますので、ただいまの件についても、子育て支援というのは大きな行政の事業でございますので、こういったことも含めまして、庁内的に取り組んで整理していきたい、こういうふうに思っております。

○新谷委員

市長にお聞きしましたが、社会教育部長がお答えになりました。子どもたちの問題をぜひ真剣に考えていただきたいと思います。

◎陳情第71号について

それでは次に、陳情第71号について質問していきます。これは総務部です。

アメリカは、2月14日の上院軍事委員会の公聴会で核安全保障局長が、地下核実験を再開、現有核兵器を増強、核開発製造施設を強化すると証言をしております。

また、ブッシュ大統領は、中国、ロシア、イラク、北朝鮮など、7か国への核使用計画も策定をしておりますけれども、こういう危険な動きに対してどう思われますか。

○総務部次長

ただいまのお話でございますけれども、今お話の中でいろいろございましたけれども、まず、アメリカの最近の核兵器に対する動向については、そういった報道の中からも懸念といいますか、そういうことは感じ取っているところでございます。

もちろん、核兵器のない平和な世界の実現というものは基本的には我々の念願でありますし、姿勢としては、そのような形で考えていくべきではないかなと思います。

また、アメリカについても、核兵器削減という意味では、それを推し進めてもらいたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

これまで、小樽の港には、インディペンデンスやキティホークが入ってきました。米空母キティホークの入港のときには、特別委員会が開かれていろいろ審議されましたけれども、この間、私たち日本共産党も非核港湾条例案を提案してきました。米艦船に核を積んでいるという疑惑、その可能性があるというふうに認められますか。

○総務部次長

核搭載の有無につきましては、これまでのとおり、私どもは外務省に照会しておりますけれども、小樽港への寄港に当たりましては、そういったものがないという前提で、いわゆる関連取決め等の中で、政府間の取扱いという中で処理されてきているわけですから、小樽港に入るといふ、そういう時点では、それがないのだということと考えざるを得ないと思っておるわけでございます。

ですから、そういったものの疑惑だとか何かということは、国の中でも議論されておりましたけれども、私どもとしては、それはないのではないかとこのように考えております。

○新谷委員

核密約について、最初に言ったのは日本共産党の不破議長でしたけれども、その後、新聞報道ですが、朝日新聞なりいろいろな新聞で、この密約の実態については次第に明らかにされてきております。

これまでも、事前協議があるのだから、核兵器の持込みはないのだというふうにしてきましたけれども、その事前協議が骨抜きにされているということもだんだん明らかになってきたと思います。

それで、昨年9月には、新たな核密約についての資料がボストンのケネディ大統領図書館で見つっております。機密電報ですが、1963年3月29日、トマスムーラー第7艦隊司令官が、太平洋艦隊司令官と海軍作戦部長代理にあてたものではございますけれども、その第6項には、核積載の空母などの艦隊が、長期本格補修や緊急大規模修理のためには、横須賀と佐世保に寄港する。これは、もちろん核の荷おろしが必要になるだろうというふうに明記をしております。この新たな機密電報は、米英空母が核を積んでいるということを改めて裏づけているものではないですか、いかがお考えですか。

○総務部次長

今のお話でございますが、その報道といいますか、読みますと、例えばコメントとしては、いわゆる核を積んだ空母やその他の艦船は、長期本格修理の中で佐世保と横須賀への寄港だけが計画されることになると。

これには、もちろん荷おろしが必要になるだろうし、我々も今検討中である、そういうようなコメントでございます。

しかし、これは1963年ということでございますので、その当時のことは、もちろん、我々も全く承知していないことであって、63年ということであれば、昭和38年でありますから、もちろん、64年の安保と、それから交換公文の中での事前協議の三つの中に、核の持込み等についても事前協議の主題とするというように書かれておるのでございますから、こういうものはなかったのではないかとこのように考えております。

○新谷委員

小樽市民をあずかる姿勢としては、国の言うことと同じ姿勢だなということをすごく感じます。

この中で、知らないということではなくて、実際に機密電報をアメリカ自身が公開しているというものです。

それから、この司令官は電報の中で、日本の野党はよく調べて、国会質問で寄港する米艦隊の核問題を迫及しているが、日本政府も、このことを知っている人間がいるはずなのに何も問い詰めないということを不思議に思っ

いる、こういうくだりがあるのですけれども、わかっている、アメリカ政府に問いたさない、これが政府の一貫したこれまでの姿勢であるわけです。

そういう政府の言うことをうのみにするとか、そういう姿勢も問題ではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○総務部次長

大変グレードの高いお話でございまして、本当に外交権限に関するようなことを私の口から申し上げていいのかどうかという部分があるのですけれども、いずれにしても、市の立場としては、いわゆる市民の生活を守るという観点から、常にそういう視点に立って生活を支援するわけでございますから、そのことを直接、国の追従でしかないという、そういったような表現で今お話がございましたけれども、国の政策は政策であるし、我々も、それと考え方が同じであれば同じようなお答えしかできないということでございます。

○新谷委員

それは逃げていると思います。事実を事実として認めるかどうかという問題だと思います。

それでは次に、市長にお伺いいたします。

苫小牧市議会では、市長提案の非核平和都市条例を全会一致で可決して、市長は、外国艦船に対して、非核神戸方式を準用するというふうにしていますけれども、小樽市も1万7,086筆ですか、この平和を願う市民の熱い願いにこたえて、ぜひ非核神戸方式をとるべきではないでしょうか、いかがですか。

○市長

苫小牧の条例案につきましては、読まさせていただきましたけれども、神戸方式を採用するというのは、関連の条項はありません。

したがって、苫小牧市長がどういう考え方で発言されているかわかりませんが、小樽港の場合につきましては、従来からの入出港時の安全性、あるいはまた港湾機能への影響、核兵器の搭載の有無、こういったことを基準にして従来もやっておりますので、今後もこれらを踏襲してまいりたい、こう思っています。

○新谷委員

これはほかの市のことですから、はっきりはわかりませんが、第5条で、市長は、本市において、国である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合には、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは適切な措置を講じるように要請するものである、こういうふうなことがうたわれています。

ですから、そういう点では、この準用ということも、この点で考えているのではないかなというふうに思います。

市長は港湾管理者として、港湾法第2条、4の2により必要な規制を行うことができるわけですから、こういうふうに核兵器を積んでいる、そういう艦船の港湾施設の使用は認めないというふうにできるのですから、毅然とした態度ができると思うのです。

そういうことで、非核神戸方式をとっていくべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか、再度お伺いします。

○市長

苫小牧の場合も、多分そういった条文を折り込みたかったのかどうかわかりませんが、高知県がそういう条項を盛り込もうとして計画したわけですが、実際には、外務省見解によって、そういったことはできないということでございます。

したがって、米艦船なり外国艦船の寄港については、国が一応認めたということですから、そのことについては、我々は拒否はできないのかもしれませんが、港湾の施設利用については、おととしのように港湾の管理運営上必要と認める場合には、認められないということもあり得るということでございます。

○新谷委員

入港を認めるのは国の仕事だということですが、市長が今おっしゃいましたように、施設を使用させるかどうかは管理者の権限だということです。

それで、地方分権、地方自治の精神で市民の安全と平和を守るのが市長の役目だと思いますので、この条例制定方の陳情をぜひ前向きに受け止めて、実現の方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

札幌あるいは苫小牧、また、小樽市民からもたくさんはげましの手紙やファクスをいただいております。これは、私たち共産党に対して、ほかの会派にも行っているかもしれませんが、党に対する期待だけではなくて、小樽市がそういう方向に向かってほしいという熱意の表れだと思いますので、ぜひその方向に向かっていただきたいというふうに思います。市長、ぜひ誠意を持ってやっていただきたいのですけれども、いかがですか。

○市長

私どもには、そういった話は来ていませんけれども、問題は、そういった非核証明書を提出しないから入港を認めない、このことについては、国の見解が出ていますので、要するに、これは寄港を国が決定した、そのことについて地方公共団体が関与したり、これを制約することになるので、港湾の適正な管理運営を図る観点からいって、港湾管理者としての地位に基づく権能を逸脱している。したがって、地方公共団体の事務としてはなじまないということですので、これは条例は制定できないということだと思います。

○新谷委員

この議論については、北野議員に行きますけれども、もう二、三点聞きます。

平和行政の推進として日本非核宣言自治体協議会というのがあるのですけれども、小樽市は、道内でいち早く核兵器廃絶平和都市宣言をした町ですから、こういう協議会へ積極的に加盟されてはいかがですか。

○（総務）総務課長

現在、小樽市は日本非核宣言自治体協議会には加盟しておりませんが、従来から、事情が許す限り職員を派遣して研修会等に参加しております。

今、加入すべきではないかというご質問なのですけれども、実際、さきほども言いましたように、研修会その他には、出席できる状況ならば出席しておりますし、また、いろいろな資料関係ももらってきておりますので、会員と会員でない場合という、その関係では、支障はないと考えております。

○新谷委員

地方がこういうふうに手を携えていくというか、連携していくことも非常に大事だと思うのです。

そういう点で、単に研修会に行っているからいいのだということではなくて、この協議会に加盟して地方から平和の声を上げていく、こういうふうなことで、再度いかがですか。今すぐ決められないかもしれませんが、前向きに検討していただけますか。

○総務部長

確かに、長崎市が中心になりまして、この協議会があるということは承知しております。

そういう中で、道内の加入している状況やなんか若干情報をつかんではいるのでございますけれども、今の時点で、この協議会に参加するかしないかということについては、ちょっと時間をかけて検討してみたいというふうに思っております。

○新谷委員

前向きによろしく願いいたします。

それから、今年は核廃絶平和都市宣言で20周年を迎えます。それで、市の平和事業としてどういう内容で取り組まれますか。

○（総務）総務課長

今年は、8月に市民センターで、従来やっております原爆記録映画の上映会、あるいは平和資料・図書の展示のほかに、今回は市政施行80周年記念ということもありますので、広島市の平和資料館に講師の派遣をお願いしまして、被爆体験者の方の講演会というものを開催する予定であります。

○新谷委員

こういう行事をする場合には、この陳情の方も言うておりますけれども、ぜひ市民参加で進めてほしいという要望が出されております。この点について、今回は市の方だけで考えたのではないかなと思いますが、こういう事業について、市民参加で進めるべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○総務部長

例年、映画会だとか、そういうものを催して、会場を借り上げてやっていますけれども、参加人数そのものというのは、まだ多いというほどではないのです。

その中で、いろいろ我々もPRとか、今回は特に80周年ということもありますので、平和的な事業ということでの対応も少し考えてみたいと思ひまして、総務課長からお話ありましたとおり、講演会なども開催してみたいというふうに予定しているわけです。

そういう中で、今回、参加者やなんかにアンケート調査などをしまして、どういう意向があるかということについても調べることも必要でないかなというふうに思っていますので、それも含めて検討してまいります。

○北野委員

◎陳情第71号について

最初に、共産党の高階議員の代表質問で陳情第71号に関することをたじましたが、これに対して市長は短く答弁をしています。この市長答弁の相談にあづかった総務部から、短いですから、どういう答弁を市長がされたか、もう一度ここで繰り返してください。

○（総務）総務課長

3月4日の高階議員の代表質問への市長答弁ですけれども、「次に、陳情がありました小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例の制定についてであります。このたびの条例案の中には、小樽港に入港する外国艦船を保有する国に対して非核証明書の提出を求め、その提出がない場合には、港湾の使用を認めない」とありますので、この部分は外交に関する事項であり、これは国の専管事項でありますので、条例制定は困難なものと考えております」。

以上です。

○北野委員

この市長答弁は正確でないです。これは、この前、予算特別委員会でも指摘したのです。

市長答弁が言っている港湾の使用を認めないなどというのは、条例のどこに書いてあるのですか。書いてないでしょう。だから、市長答弁は訂正が必要なのです。これは市長も認めているわけですから、処理方については後で提案します。

それで、わかりませんか。私がこれから質問することの、これから言うから、ちょっと時間を入れないでくださいよ。この辺だよ。

だから、港湾施設の使用を認めないと言うのです。これは総務課長に。

○市長

委員長、いいですか。

○北野委員

市長は認めたからいいです。総務課長に聞きますけれども、陳情の条例案、第3条第3項にはどう書かれていま

すか。

○（総務）総務課長

陳情第71号の条例案第3条第3項ですけれども、小樽市は、前項の書面の提出がない艦艇に対し、港湾施設の使用を認めない。

○北野委員

港湾の使用を認めないということと、港湾施設の使用を認めないということでは、これは天と地の違いがあります。一般の市民は、入港させないということについて広い意味で理解しています。

しかし、我々が今問題にしているときは、国と地方自治体の権限の違いを前提にして議論するわけですから、言葉は正確に用いなければなりません。

そこで伺いますが、市長答弁ですりかえがあるのは、外国の艦船が小樽港に入港するときに入港を認めるのは政府の権限です。これは私も理解しています。

しかし、港湾管理者である小樽市長がどの港湾施設の使用を許可するかどうかは、挙げて市長の権限なのです。港湾施設といってもふ頭だけではありません。さまざまな施設を総称して港湾施設と言っているのです。沖合の泊地も港湾施設に入っているのです。

だから、この違いは市長は百も承知でいるにもかかわらず、なぜ答弁でごまかして、陳情者の出された条文をカットして、すりかえて、政府の権限だ、外交は政府の権限だから、条例制定はうまくないというふうに答えたのですか、この間の事情を説明してください。

○市長

本会議の答弁ですけれども、これは、本来、港湾施設と言うべきところを条文の引用を間違えて港湾と言いましたので、別に他意はございませんので、ご理解を願いたいと思います。

○北野委員

そうすれば、なおさら問題です。市長は他意はないと言うけれども、意図的にすりかえたとしか私は思えないのです。

以下、実証しましょう。

まず、米艦船の入港を政府が認める法的根拠は何ですか。

○（総務）総務課長

日米安全保障条約第6条と、これに基づく日米地位協定第5条と。

○北野委員

条文を言ってください。そのどこに根拠があって、外国艦船を政府は認めるのですか。

○総務部次長

外国艦船というか米艦の場合ということですね。

○北野委員

そうです。

○総務部次長

まず、安保条約の第6条を朗読いたします。

第6条「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」、ここがまず基本にございます。

この6条に基づいて、いわゆる日米地位協定というのがございますけれども、長いのですが、この第5条の第1項には、「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下

に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。」、以下、略します。

それで、2項でございますけれども、「1に掲げる船舶及び航空機」、ちょっと略して、「並びに合衆国軍隊の構成員及びそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域の出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。」。

3項「1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応答する料率で水先料を支払わなければならない。」、これらが根拠になると思います。

○北野委員

手抜きしないで条文を読んでいただきましたけれども、今、次長がおっしゃった中の区域・施設というのは、どの範囲を指すのですか。何を指すのですか。安保条約の6条あるいは米軍地位協定で区域・施設という言葉は今引用されましたが、これは何を指していますか。

○総務部次長

これは両国間で定めた基地そのものだと思うのです。

○北野委員

そうすると、区域・施設は、日本にある米軍基地のことだけを言っているのです。これは当時議論された中で、当時の法政局長官が国会で明確に答えています。磯谷次長もそれはお認めになりました。

だから、日米地位協定で区域・施設というふうに言っているのは米軍基地を指しているのです。小樽港のような港湾の施設・区域は、その中には含んでいないのです。いいですか。

○総務部次長

今、6条の関係については、そういうお考えもあるかと思いますが、地位協定の5条で、さきほど私が読みましたけれども、いわゆる5条の2項「合衆国軍隊が使用している施設及び区域に入出し、これらのものの間を移動し、」、これは、いわゆる基地間のことを指すと思います。「及びこれらのものと」、いわゆる基地と、「日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。」、こういうふうに入っていますから、これは、いわゆる、かつて国会で議論があったかもしれませんが、現状、これまでの間、国内の、いわゆる民間港へ米艦船が入港しておりますから、これは、このことに基づいてなされているのではないかなというふうに理解してございます。

○北野委員

それは、そのとおりです。そこは私は否定しません。

しかし、いわゆる私が問題にするのは、あなた方は、地位協定の5条に関して、これはおととしのキティホークの特別委員会で、これは地方自治体も従わなければならないのだ、こういうふうに言い放ってキティホークを入れたから、私は、その後もいろいろ問題を指摘してきたのです。

地位協定5条に関する施設・区域というのは米軍基地を指しているのです。ただし、これ以外の港に入る場合は、暴風雨、緊急避難です。こういうときは、基地でない港に入ってもいいと。これを自治体が拒むことはできないというだけの話なのです。だから、あなたがおっしゃった、小樽にも米艦はずっと入っています。これは港湾管理者である、そのときの市長が港湾施設の使用を認めて、どここのふ頭を使いなさいということを、使用を認めたから入っているのです。だから、認めないで入ってきたことは1回もないのです。

だから、私が言いたいのは、地位協定の5条で区域・施設というのは米軍基地なのだから、地位協定で小樽の港に入りたいというふうに言ってきた場合に、市長は、地位協定だから仕方がないのだ、認めざるを得ないのだという見解は間違っているということを言いたいのです。いかがですか。

○総務部次長

そのようなお考えがあるのかもしれませんが。

○北野委員

お考えじゃない。政府が言っているのだよ。あなた、政府のこと、政府のことと言うから。

○総務部次長

ですから、いわゆる日米間での約束に基づいて、そういった行為が行われてきているのだと思います。

なおかつ、事実上、入るときには、適当な通告をしなければならないということによって、いわゆる海上保安庁が通告を受けて、それらが地元の小樽海上保安部を通じて、小樽港の港湾管理者にバースの手配依頼があると、こうした一連の流れがございますので、いわゆる入港に同意するかどうかということについては、政府間の取決めの中で行われていることだと思っております。

○北野委員

それでは違います。そういう考えは間違いです。安保条約の改定が、70年の安保です。このとき、1969年7月、衆議院地方行政委員会です。当時の外務省アメリカ局保安課長が答弁しているのです。

日米地位協定の第5条は、必ずしも自由に民間港を使うという意味ではないと言っているのです。これは、第5条で言う施設・区域というのは米軍基地を指しているからだと言っているのです。だから、政府の見解だから仕方ない、仕方ないと言うあなた方が、こういう問題になると、政府の枠を超えて勝手に拡大解釈しているのです。そんな違憲行為の答弁は撤回してください。

○市長

これは改めて申し上げるまでもないのですけれども、外務省から、さっき申し上げました高知県の知事あての文書の中で、米国軍艦は、日米安全保障条約及びその関連取決めに基づき、我が国の港への出入りが認められているというふうに明確に言っていますから、これは入港は認められているのだと。

○北野委員

いいですよ。そこはぼく否定しないのさ。

○市長

そういうことです。

○北野委員

だから言っているでしょう。政府が小樽の港に入るということを認めるのは、私は、これは政府の責任だからいいのです。そのことと、だからといって自動的に入れないのでしょう。だから、磯谷次長が言ったように、第1管区海上保安本部を通じて、小樽の海上保安本部から、バースの手配方をいつもお願いするわけでしょう。だから、市長は、ここのバースを使いなさいという使用許可をそこです。だから、政府が高知県に対して、日米地位協定とか安保条約で米軍の艦船が日本の港に入港できるようになっているからというのは、それはそれでいいのです。それを私は否定していない。

それを受けて、小樽の港の港湾施設を使用させるかどうかは市長の権限、これは地方自治体の港湾管理者の権限なのです。だから、別問題だということを言っているのです。そこまで言ってもわからないかい。何の根拠にもならない。

○市長

入港は認められています。それで、どこの施設を使わせるか使わせないか、今のような例でいきますと、バースの手配です。ですから、我々としては、港湾の適正な管理運営ができるのであれば、入れる場合もあるし、それができないのであれば入れない。ビンセンスの例でわかるとおり、そういう両方があるわけです。

ですから、港湾管理者として施設の使用を認めるか、認めないか、これは管理者の判断です。

○北野委員

だから、高知県に対して、外務省が日米安保条約や地位協定で日本の港にアメリカの艦船が入港できるようになっているというのは、それはそれでいいのさ。それを受けて、港湾管理者である小樽市長が、事実上の入港ですよ。港湾施設使用というのは、入港を事実上認めるということだ。このこととは話が別なのですから、これは、これからも分けけて考えてください。

だから、そういう意味で、市長がさきほどお認めになったように、高階議員の代表質問に対して、言ってみれば正確な言葉を使わなかったのはうまくないということで、今訂正されましたから、それはそれでいいと思うのです。

それで、磯谷さんは納得していないような顔だから3点ばかり伺います。

まず、非核神戸方式が行われてから20数年たっています。それで、非核神戸方式が実現されてから、当時の中曽根総理大臣は神戸方式について何と言いましたか。それはそれで結構だと言ったでしょう。

○総務部次長

それに似たニュアンスというか、自治体の考えがおありになるのであればというようなことが、たしか述べられていたのではないかなという気がいたします。

○北野委員

当時の中曽根総理大臣は、どちらかといえば右翼的な考えを持っている方です。その方も、神戸方式は、それは地方自治体の権限だということを認めているのです。

それで、もし、磯谷次長の言うとおりの地位協定で小樽の港湾管理者も港湾施設使用、事実上の入港を拒否できないというのであれば神戸方式なんかは存在しないですから、だから、そういう点からも、小樽の独自のやり方があってしかるべきだということです。

だから、このことについては、神戸に地位協定の守る義務が及んでないということを、この間、23年間の事実がはっきり実証しています。

次、インディペンデンスが入ったとき、あるいはキティホークが入ったとき、小樽港への入港料、係船料はだれが払いましたか。

○総務部次長

防衛施設庁が関連の決まりの中でお支払いいただいたと思います。

○北野委員

それは、結局、磯谷次長がさきほど引用した日米地位協定第5条で、アメリカの艦船が日本の港に入るときは入港料を払わなくてもいいという特権に基づいて入ってきているのでしょうか。けれども、これは国が立て替えて払ったということは何を意味するのですか。私の質問はわかりませんか。

小樽市が入港料・係船料を直接米軍から取れないということを意味しているのです。だから、小樽には、そういう権限がないのだから、逆に言えば、地位協定は、ここでも小樽市を拘束していないということの裏返しなのです。拘束していないということの証明なのです。神戸方式もしかりです。防衛施設庁、国が小樽の港に入った係船料や入港料を払っているのです。だから、これは小樽市に払う義務なんかないということなのです。小樽市に払う義務なんかないということは、地位協定は、自治体の管理する港に対しては、その義務が及ばないということの意味しているのです。ここまで、米軍の艦船の問題で、安保条約だとか日米地位協定とか、関連の取決めはありますけれども、この間の事実は、米軍の入港にかかわって、これらの文書は、地方自治体には及ばないということのあかしなのです。まず、ここをはっきりさせていただきたい。よろしいですか。

○総務部次長

ですから、今も市長がお話申し上げましたけれども、入港の同意というのは、やはり政府が決めると。ただ、港湾施設を港湾管理者としての適正な権限を行使する中で、いろいろな支障があるとか、影響が出るだとか、そうい

う判断は港湾管理者の権能としてありますよということで、区分けはされている、したがって、ビンセンスの例がそれ当たるといふように申し上げているわけです。

○北野委員

私が言わないうちにビンセンスの問題が出ましたから、だから、キティホークのときに随伴艦で来たビンセンスを、市長は、港湾施設の使用を認めなかった。それで小樽港に入港できなかった。泊地にも停泊できなかったのです。

だから、私は、この件に関して、この間も予算委員会でも指摘したけれども、児玉健次衆議院議員の紹介で外務省の担当者と会いました。

小樽市長がビンセンスを断った、これについて違法かと聞いたら、それは小樽市長が正当な理由を持って行ったことですから、外務省は関知できません、それはそれで結構でないですかと。ビンセンスを断ったことについて、何も違法でないと言っているのです。

だから、ここまで言ったら、日米地位協定に関するそういう取決めが小樽市港湾管理者である小樽市長に及ばないということは明白でしょう。

だから、まず前段が長くなりましたけれども、そういうことは認識が一致したと思うので、本題の条例のことについて入ります。(発言する者あり)

何かあるのですか。

○市長

一致した一致したと言いますけれども、どの部分で一致したのかよくわかりませんけれども。

○北野委員

いやいや、ここまで言ってもわからないの。

○市長

ですから、寄港と港湾施設の使用は別です。それは認識一致です。

○北野委員

それは別です。私は、そのことしか言っていないのです。そのことで認識が一致したということは大変いいことです。

○市長

認識だとか何とかという。

○北野委員

いいことです。

そこで、小樽市の港湾施設使用は、港湾管理者である小樽市長が権限を持って、どの艦船に対しても、施設の使用を認めるかどうかという別の問題だということが明確になりましたので、そこで、非核証明書を提出するうんぬんの話に入ります。

まず、さきほど引用しました陳情第71号の条例案、第3条第3項、あるいは第2項では、小樽の港湾区域に入港するすべての外国艦艇を保有する国に対して、当該艦艇が核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出を求めるものとする。この提出がない場合は、港湾施設の使用を認めないという意味のことが条例案でうたわれているわけです。

我々は、共産党の条例案もほぼ同じですが、なぜこういうことをやらざるを得ないかということについて伺います。

まず、小樽市の港湾管理使用条例ですが、この中で、小樽港に入港する船舶に対して入出港届を提出することを義務づけています。

そこで伺いますが、この入出港届は、外国艦船であれば、海上保安庁に出すもの、それと小樽市に出すもの、この様式は同じものですね。

○総務部次長

日常でそういう業務をしておりませんので、確としたことは申し上げられませんが、港湾管理者とか海保とか税関に出す様式というのは、同一のもので処理していたのではないかと思います。

○北野委員

それで結構です。海上保安庁に出すのと小樽の港湾管理者に出すのと同じ様式です。その様式の（22）、ここには何を書くようになっていますか。入出港届(22)に空欄がありますが、その（22）には何を書くようになっていますか。

○総務部次長

積載貨物ではなかったかと思いますが。

○北野委員

法令担当の課長がいるのだから、ちゃんと答えてほしいのだけれども、条例について聞いているのですよ、条例の書式について。

○（総務）総務課長

資料を持ってきておりませんので、ちょっとわかりません。

○北野委員

わからぬ。条例で書かれている書式について聞いているのに、わからないという話はないでしょう。だって、議員に条例例規集を貸し出しているのは総務部でしょう。貸している本人がわからないなんて話はないでしょう。教えてください。

○総務部長

市の全般的な業務関係については、それこそ多くの条例規則に基づいて執行しておりますけれども、直接、私も担当しているわけでもないですので、今、急に言われてもそれは。

○北野委員

議会事務局にあるから持ってきて答えなさい。

その（22）の方は、磯谷次長が言うように積載貨物について記入するようになっているのです。ただし、欄外のところにただし書きがありまして、そこには何が書かれていますか。

○総務部次長

申し訳ありませんが、承知しておりません。

○北野委員

ちょっと委員長、これは私の質問の前提になるから、条例の書式だから、いいから、私が質問で使っているのだから、ちょっと事務局へ行行って取ってきて、隣なもの。

○委員長

ちょっとコピーをとってやればいいでしょう。

○北野委員

だから、コピーをとるといったって、あれでしょう。

ちょっと休憩して。

○委員長

それでは、ちょっとだけ休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時20分

○委員長

再開いたします。

○北野委員

例規集を総務部が手にしたようですから、さきほどの質問、二つについてお答えください。

○（総務）総務課長

入出港届の様式につきましては規則の方にありまして、様式第14号の（22）の項ですが、積載貨物の種類及び数量になっております。

それから、欄外とおっしゃるのは。

○北野委員

裏側にあるさ。注意と書いてある。それを便宜上、欄外と呼んでいるのです。

○（総務）総務課長

注意の第3項は、危険物を積載している場合は、その種類及び数量を（22）の欄に明記してくださいということになっております。

○北野委員

そこで、これは、あなた方の所管でないと逃げないで答えたいのですが、入出港届、最近、キティホークを含むさまざまな米艦が入っていますが、核兵器は危険物そのものですから、いいですか、それを危険物でないなんて言う人はいないはずですから、それで、米艦が入ったときの入出港届の（22）の欄、積載貨物の種類及び数量、ここにはそれぞれ何と記入されていますか。

○総務部次長

現物を持ってきておりませんが、たしか日本語ではなくて、日本語では「なし」を意味する文字が書かれてあったと思います。

○北野委員

それは、私どもが指摘するようになってから、英語で「なし」というふうに記入するようになったのです。それまでは斜めに線を引いていたのです。何のことかわからない。それでも、あなた方は認めていたのです。

港湾管理者は、港湾施設使用に当たって、危険物にかかわることでは、小樽市港湾管理使用条例では何とうたわれていますか。

○（総務）総務課長

港湾施設管理使用条例の第8条に使用禁止物件というものが掲げられておりまして、第8条の2「次の各号のいずれかに該当する物件については、港湾施設の使用を禁止する。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。」、第1号として「発火、燃焼又は爆発のおそれがあるもの。」、第2号として「劇薬又は毒薬であって、取扱上危険のおそれがあるもの。」、第3項として「感染もしくは汚染のおそれがあるもの、又は腐敗したもの、もしくは不潔なもの。」、第4号として「過大、過重等で港湾施設又はその附属物件をき損するおそれがあるもの。」というようになっております。

○北野委員

今読み上げた一番最初に爆発物とあるでしょう。これは核兵器そのものなのだ。だけれども、ただし、市長が認めた場合は使用を認めるのです。

しかし、我が山田市長は、核兵器を積んでいることが明白な艦船は入港させないと言っているのですから、それは、市長、今でも間違いないでしょう。核兵器が艦船に積まれていることが明白な場合は使用は認めないと言いましたよね。それは態度は変わっていませんでしょう。

○市長

そもそも非核三原則は国是ですから、まず、核兵器を積んだ船は来ないというふうに理解しています。

○北野委員

そんな後退した答弁はだめです。本会議で我が党の質問に明確に、これで再質問を何回もやっているのです。何だったら休憩して記録を調べるかい。核兵器が積まれているということが明白な場合は入港を認めないと言っていたのです、使用を認めないと。一般論でないですよ。

○市長

もともと核兵器を積んで入る場合には事前協議がありますから。

○北野委員

そんな話ではないのさ。そういう話でなくて。

○市長

我々は、それを確認はできませんので、国がそれを確認しているわけですから、事前協議がないということは核は積んでいないという、そういう認識であります。

○北野委員

そういう一般論で逃げたらだめですよ。

本会議の答弁で、核兵器が積まれていることが明白なときは入港は認めないとはっきりと市長は言っていますよ、山田勝麿市長は。

総務部、だれか人を派遣して議事録を調べてごらん、我が党の質問の中にあるから。再質問です。その中にちゃんと明確になっているから、だから、私は、今、総務課長が読み上げた爆発物などは入港を認めないという条例のくだりで、市長が特に認めたものは、この限りでないと。だけれども、核兵器を積んでいることが明白な場合は、市長は認めないと言っているのだから、だから、この条例を尊重するということだと思うのです。これは、ちゃんと終わりまでに出してください。私どもの質問に市長は明確にそうやって言っていますから、今の市長の前段の答弁は、非常に後退したあいまいな答弁ですから、市長の態度豹変です、だめですよ、そんなことでは。

いいですか。急いで事務局に協力をお願いして、持ってきてください。

そこで、市長は、さきほど来強調されているように、アメリカ艦船の入港の要請があった場合は、三つの条件について丁寧に調べて、この条件をクリアした場合は認めるし、抵触する場合は認めない、こういう態度をとってこられて、ビンセンスも、この条項に合致しないということでお断りになったはずなのです。これは間違いないですね。

そこで、今まで米艦が入るときに、港湾管理使用条例の積載貨物の種類及び数量のところは、危険物はないというふうにみんな書いているのです。だから、ないというふうに書いて持ってきた以上、市長は認めるということになるのです。

だから、この港湾管理使用条例施行規則様式では、核兵器を積んできても、アメリカがうそをついたら、それは自動的に入るということになるのです。だから、この港湾管理使用条例の網をくぐって核兵器が持ち込まれる可能性があるのです。だからこそ、それぞれの国に対して、核兵器を積んでいないという非核証明を出さない限り港湾施設の使用は認めません、こういう条例をつくらなければならないのです。

だから、小樽は、全道に先駆けて核兵器廃絶平和宣言をやっています。これを、あるいは国是をちゃんと守るのだという市長の公約に照らせば、非核証明のない艦船は入れませんということを条例にうたうくらいは何でもない話でしょう。これは、さきほど来議論したように、小樽市独自の判断です。

だから、市長が本会議で、外交は国の専管事項だから条例制定は考えられないなどという答弁は、これは全く理に合わない、小樽市長らしくない答弁だ、見解を求めます。

○市長

さきほども新谷議員のご質問にお答えしましたけれども、非核証明を求めて、証明書を提出しないから入港を認めないという関係ですけれども、こういう理由でもって米艦船の使用を認めないということについて、これも外務省の見解ですけれども、何回もお話していますけれども、こういった港湾施設の使用を規制して、これを認めないとするものの権能を与えるものです。

この場合、我が国への寄港を認めるか認めないかは外交関係の処理ですと、これはさっき意見が一致したところです。これは国の事務です。

地方公共団体にかかわる権能行使が、寄港を国が認めた、決定したということに地方公共団体が関与し、又はこれを制約することによって、港湾の適正な管理運営を図る観点からの港湾管理者とすると、地位に基づく権能の範囲を逸脱しているのであって、これは地方公共団体の事務としては許されないということですから、これは条例の制定は難しい、そういうふうに申し上げたのです。

○北野委員

それは政府が苦し紛れに言ったことであって、地方分権の時代に、地方に権限をあずけると言っていて、地方の権限を否定することになるのです。

しかも、国会答弁ではっきり言っているのにもかかわらず、そんなことを言って逃げるなどというのは、政府の方がおかしいのですから、そんなことに左右されたらだめです。

そこで伺いますが、さきほど来の市長の外国艦船を認めるかどうかという三つの基準についてです。

まず、核兵器を積んでいないかどうか、この有無を確かめる。二つ目は、入出港時の港湾の安全が保たれるかどうかということです。それから、三つ目は、港湾機能に支障がないか、この三つであることは間違いないです。

そこで、後段の二つは別にいたしまして、まず、最大級の艦船であるインディペンデンスやキティホークは勝納ふ頭に接岸し、そして入出港をつつがなく行ったわけですから、小樽の港湾に入るのに支障がない、安全性に問題がないということは実証済みなのです。だから、この第2項はどうでもいい話になったのです。

三つ目の港湾機能に支障がないかどうか。これは、例えば、前回も際わどいところで、すれ違いで認めたのですが、キティホークの接岸する勝納のバースですが、ここは4万トン級の穀物船が入る予定だったけれども、パナマ運河を通過するのに日にちが若干かかって、キティホークとバッチングしないということで、港湾施設の使用に影響がないということでお認めになったわけです。だから、ここはこれからの問題です。

それから、一番の問題は、核兵器を積んでいるかどうかの有無を確認するということです。

改めて伺いますが、市長として、この第1項の核兵器の搭載有無の確認の方法、今まで幾つかおっしゃっていますが、改めて言ってください。

○総務部次長

その部分で限定して申し上げますけれども、いわゆる前段、これを申し上げると、またあるかもしれませんが、いわゆる核の搭載がされているかどうかということについては、いわゆる岸ハーター交換公文の中の事前協議の対象であるということで、ですから、事前協議がなされないという前提で入ってくるということがあります。

しかしながら、今、議員がおっしゃいましたけれども、港湾使用だとか施設への、それとまた加えて、小樽市長としては、市民の間にいろいろな不安だとか懸念があるということをかんがみまして、市民の生命・財産を守る地元の首長という立場から、外務省と、それから在札の札幌総領事館に核兵器の搭載の有無について、そういう意味で照会をしていくということでございます。

○北野委員

そういうことを繰り返したのですが、たくさんのアメリカの艦船が入っていますけれども、キティホークとその前のインディペンデンス、空母のときに、札幌のアメリカ総領事館、それから外務省にそれぞれ今の方針に基づい

て問い合わせをしました。それぞれ二つの機関は小樽市長の照会に対してどういう回答をしましたか。

○総務部次長

まず、基本的には、在札の総領事館は、いわゆる核兵器搭載の有無については、そういう意味での国家間の専管事項であるから、まず外務省と東京の大使館のやり取りがあってしかるべきで、そういう意味では、地元の総領事館としては、まず最初にご発言をするというのはいかがかということがございました。

それで、私どもは外務省に核兵器搭載有無についてということで照会をしておりますけれども、中身の概要としては、日米安全保障条約上、いかなる核の持込みについての事前協議が行われた場合、政府としては、常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は確保されておりますという趣旨の文書回答をいただいております。

その後、札幌総領事館の方からは、合衆国の一般的方針としては、海上艦船及び潜水艦及び海軍航空機には核兵器を搭載しません。合衆国政府は、核兵器に対する日本国民の特別な感情を理解しており、日米安全保障条約に基づく義務をこれまで忠実に尊重してきており、今後もそうするつもりであります旨の回答をいただいております。

○北野委員

磯谷さん、アメリカ総領事館の回答で肝心なところを隠していないですか。それはアメリカの核兵器は艦船に積んでいないという一般方針だと。だけれども、個々の艦船についての有無については述べないと言っているでしょう。そこがまた市長と同じに隠すのだよ。

○委員長

北野委員に申し上げたいのですが、この陳情第71号についての議論は、委員長として一定の時間保証をするということは申し上げておりますけれども、それとても、やはり無制限というわけにはいきませんので、既に20分が40分、倍以上も時間を取っていますので、他の会派のこともありますので、質問は時間に配慮してやっていただきたいことを申し上げておきたいと思います。

○北野委員

委員長の注意は重く受け止めて、まとめの方に入ります。

○総務部次長

申し訳ございませんが、詳細なものを今手持ちにございませんけれども、そのニュアンスについては、そのようになっています。

○北野委員

だから、私の指摘を認めたわけです。個々の艦船が、例えばインディペンデンス、あるいはキティホークが核兵器を積んでいるかどうか、個別のことについては回答しないというのがアメリカ政府の方針だということなのです。ここが重要なことです。

それで、前段の外務省の見解なのですから、るる述べられたことで、アメリカから事前協議がないから核兵器の持込みはないものというふうに判断すると。いつも判で押したように、こういう回答なのです。

しかし、一昨年国会で、我が党の不破議長がアメリカの公文書館から、アメリカは一定の期間がたつと、30年、40年たつと、当時の外交機密文書を全部公表するのです。

我が党の代表団も行って、その公文書館で資料を閲覧して、持ってかえってきて聞いたのですから、これはアメリカの文書です。この中に重大なことが書かれていたのです。

事前協議というのは、日本の国土の中に核兵器を貯蔵する、そういう施設をつくるとき、あるいは長期に核兵器を日本の施設に置く場合、施設というのは米軍基地です。そういう場合は事前協議の対象だ。

しかし、日本の港に核兵器を積んだ船が寄港して何日かたってどこかへ出ていく場合、それから、日本の飛行場に核兵器を積んだ戦闘機等が着陸する場合、それは事前協議の対象にしないという合意があるのです。このことに

ついて国会でやり取りしたら、それは、政府がそんなことはないというふうに言っているからといって、市長は、この指摘については無視した。小樽の港にかかわることでは重大なことなのです。日本の港に出入りする、民間港に出入りする艦船が核兵器を積んでいるかどうかは事前協議の対象でないということが、アメリカ側の文書で、日本と密約でやられていたということが明らかになったのです。

だから、このことについて日本共産党の国会議員が、外務省に保管されているはずだから外務省の保管庫を探しなさいと言っても探さないと行ってじょっぱるのです。どっちが正しいのさ。信憑性がありますか。公文書ですよこれは。

だから、日本政府がそういう密約の文書を明らかに隠しているということの方が、だれが考えたって思うでしょう。

そうすれば、外務省の言っている、事前協議がないから日本の港に入る艦船に核兵器が積まれていないという外務省の見解をもって、市長が、今回、小樽に入る艦船に核兵器が積まれていないと判断するのは、これは間違いではないですかということを聞いているのです、いかがですか。

○市長

今のお話ですけれども、国会でのやり取りを 3,200市町村の1自治体に、そのことはどうだと言われても、我々は国を信用する以外にないのです。国も非核三原則ということを言っていますから、仮にもしそういうことがあれば政府が国民を欺くことになるわけですから、そんなことは我々はないというふうに信じていますので、それはご理解を願いたいと思います。

○北野委員

だから、市長がそういうふうに言うわけでしょう。日本政府は倉庫の中を探そうともしない。一方、アメリカは年代がたったものをどんどんどんどん公開する。この問題は、日本共産党以外で、マスコミでもそれが真実だということを後追いで報道しているのです。日本共産党が指摘したのは、おとしの3月です。マスコミでも、このことを8月に報道して、そのとおりだというふうにやっているけれども、それについて日本政府は、マスコミに対して訂正を求めたという記事は一切載っていません。

だから、そういうくらいははっきりしているのに、三千幾つある自治体のうちの小樽の市長が政府に対してあれこれなんて、それは一般論なのです。市長の逃げです。小樽市の港の命運にかかわることを聞いているから、全部、だってそうでしょう。政府の方から、外国艦船を入れれとくるのだから、その政府の態度が間違っていないかどうかを確認するのは、地方自治体としては当たり前のことでしょう。だから、聞いているのです。それを、三千幾つある自治体のうちの一市長があれこれ言うべきでないなんて、市長、そんなのは逃げです。そのことをちょっと明確に指摘をしておきます。

だから、小樽の市長の、核兵器を積んでいるかどうか、核兵器の有無を確認する方法というのは具体的には二つです。外務省に照会する。札幌にあるアメリカ総領事館に照会する。この回答は、さきほど紹介されたように極めて疑いの強いものばかりです。だって、総領事館が、個々の艦船について、積んでいるか積んでいないかなんて言わないのがアメリカの方針だと言っているのだから、市長の回答に答えませんということなのです。外務省のことは今言ったとおりです。これを、回答の文書が来たからということで、市長は今まで積んでいないというふうに判断するのは少し早計ではありませんか。いかがですか。

○市長

我々としては、照会する先はそこしかないだろうと。何かほかに知恵がございましたら教えてほしいのですけれども、外務省と領事館しかないだろうということで今までずっとやっていますので、それはその点でご理解を願いたいと思います。

○北野委員

知恵がないと言うけれども、何遍も提案しているでしょう。神戸方式、非核証明書を出して、神戸は23年間、アメリカの艦船は1隻も入っていないのです。だから、これがじゃまだというので、アメリカの高官が、神戸にぜひアメリカの艦船を入れたいということで、非核証明書を骨抜きにしようという策謀が始まっているでしょう。アメリカ自身が非核証明を提出させることが一番嫌なのです。だから、これを壊そうとして、今、神戸のこの取決めになきものにしようということで、つい最近かかり始めているでしょう。だから、アメリカだって、非核証明書の有効性を認めているから、これはじゃまだというふうになるのです。だから、私は今話したような立場から、市長の言う核兵器の有無の確認の方法は、これは非常に根拠のないものだということですから、それをもって核兵器の有無を判断するのは、市民に対して余りにも無責任だと言わざるを得ません。

したがって、条例で非核証明書の提出を求め、それから、それを提出しない艦船の港湾施設の使用は認めないということをうたっても、これは国の権限を侵すことには全然なりません。これは前段で決着済みの問題です。いかがですか。この有効性は、何か知恵がないと言うから、私は改めて、何回も言い古されているけれども、非核証明書という立派な知恵があるじゃないかということを言っているのです。いかがですか。

○市長

これは平成10年に高知県がそういうトライを1回したのです。

○北野委員

それは高知県の話でしょう。

○市長

つくろうと思って条例でやったのです。それが結局できなかったわけです。ですから、できないという現実があるわけですから、それを今やれと言われても、私としては、なかなかできない、そういうふうに思います。

○北野委員

それではだめだ。高知県の真似というか、高知県でできなかったから、おれもできないと。それなら小樽市長ではないですよ。地方自治体は国と対等なのですから、市長は、そういう重みを持っている方なのですから。高知は、それに従ったかもしれないけれども、小樽は従う必要なんか全然ないです。

だから、私は何遍も言っているでしょう。市長がピンセンスを断ったことについて、国は、それは市長の判断だから、外務省は何も言いませんと言っているのだよ。それでいいでしょう。そういうことに何で外務省が、小樽市長の態度について何も意見はありません。それは小樽市長が判断したことですから、それはそれで結構なことですよというふうに言っているのです。

そうしたら、非核証明書をやって、そして23年間、政府は、それは違法だから、それを破棄せいなんてことを神戸に対して言っていない。それは逆です。中曽根総理大臣も、それは地方で決めたことだから、いいのでないですかと言っているのだから。何でそういう実効性のあることができないですか。

だから、今るる指摘をしたように、この非核の問題については、条例でうたうことの重要性が私は明らかだと思うのです。

したがって、陳情第71号の願意は極めて妥当だ、私は採択すべきだということを申し上げまして、時間が延びているそうですから、これで終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○見楚谷委員

◎陳情第71号について

今回の総務常任委員会は、陳情第71号という市民の皆さんから非核に関する関係の中で条例制定をとというような

ことで、本日は、たくさんの方が傍聴に見えられております。

そのような状況で、自民党からの、まず最初の質問でありますけれども、実は、ちょっと異例とは思いますが、質問する前に、自民党としての非核に関するものの見解を述べさせていただきたいというふうに思います。

ということは、ずっと共産党から提出されておりました非核港湾条例の関係につきましても、自民党としては反対という形で本会議場の中で討論をさせていただいています。

しかし、本日、たくさんの方が傍聴されておりますので、我が党としての見解をきちっと申し述べて、それから市長に質問をさせていただきたいということです。

まず、1967年、昭和42年12月の衆議院の予算委員会で、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずという国の基本政策を明確にしたところであります。

さらに、1971年、昭和46年の11月に衆議院で非核三原則を国の方針、つまり国是として定めたわけであります。

小樽市は、市民の平和を願って、1982年、昭和57年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を議会で議決をし、全国に発信をしているということをまず一つとらえていただきたいと思います。

我が党は、非核三原則については、これを強力に支持する立場をとっております。政府が、これを国是として、日本国内外に発信をしております、我が国の非核という立場を明確にしていることは、いささかも異論を述べるものではございません。

今回の陳情第71号の趣旨であります小樽市が非核平和都市であることを明らかにする、あるいは世界平和に貢献していくという願いに関しましては、我が党も全く一致するところであり、大いに賛同をするところであります。

また、本陳情にあります小樽港に入港するすべての外国艦船に核兵器を搭載しないことを証明する、今の北野委員とのやり取りの中でもありました書面の提出を求めることにつきましては、外国艦船が本港に寄港する、これに同意することは、さきほどからもありましたように、国の専権事項であり、特に、日米安全保障条約では、核持込みに際しては事前協議の対象となっており、これは外交の問題だろうというふうにとらえております。

以上、我が党の見解といたしましては、平和を願う趣旨については大いに賛同するものでありますが、現に小樽市では核兵器廃絶平和都市宣言というものを発信しているわけでありますので、それら十分なことを念頭に置きながら自民党として判断をしていきたいというふうに思っております。

この陳情第71号に関しましては、市長から、改めてご見解をお聞かせいただきたいというふうに思っております。以上です。

○市長

陳情でございますけれども、1万人以上の方が署名を添えられて、こういった条例の制定という平和を求めるという気持ちにつきましては、今おっしゃったように十分ご理解はできます。

しかし、この条例の3条の関係がどうしても現在の状況の中では制定が難しいということでございますので、大変残念ですが、そういうことで、私どもとしては、今後の対応については従来に対応を進めていきたい、こう思っております。

○横田委員

◎陳情71号について

陳情の71号に関しましては、後ほど私の方からも討論をさせていただきます。

質問の前に、さきほど冒頭、協議の関係で理事会のお話が出まして、北野委員の方から、巧みな北野委員の話術によりまして、自民党、公明党によって意見陳述が阻まれたかのようにとられるご意見がございましたが、これはちょっと違うので、冒頭に、今日は皆さんがたくさんおられますので、ご説明をさせていただきますが、議会のルールがございまして、その場で意見陳述をさせてくれというのを、了解されているのを我々が断ったわけではあり

ません。議会ルールがありまして、それを急に变えて出してくれと言うから、それはすぐにはできませんよ、ある手続にのっとってやりましょうということでお断りしたわけですので、その辺をひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

◎再任用について

それでは、私の方からは再任用の点に関しまして、これは予特に付託されているわけですが、細かい部分は、当然、予特であれをしますが、私の方からは、現在、再任用の事務が進んでいると思います。前にお聞きしたときに、これは29名が再任用を受けられるということでございましたが、その後、変化がございましたら教えてください。

○（総務）職員課長

私ども、退職者の中で再任用を希望しましたというのは、その当時、10月末の調査でございましたけれども、29名が希望してございましたけれども、その後、本人のいろいろな事情等がございまして、現在、25名が再任用を希望しているわけです。

○横田委員

29名が25名になったということだと思いますが、何社かの報道で、各自治体の中で、再任用を凍結する、あるいは議決しないという自治体が出てきております。これは、民間の厳しい状況等々を反映して、そういう判断が出たのかと思いますが、以降、小樽市の場合、何かそういったことを、民間の状況の変化等々をとらえて、理事者レベルで、こうしなければならない、あるいは、こうした方がいい、極めて言いたいことをいいますと、凍結も視野に入れているのか、その辺の部分をちょっとお聞かせください。

○総務部長

再任用の関係につきましては、3回定例会以後、本当にいろいろと議会の中でもご質疑をいただいております、制度として、年金制度の関係だとか、市の退職者の経験や知識を活用して再任用するのだという制度的に、全国的にこれが進められているという性格なのですが、確かに、今の社会情勢、経済情勢の厳しい中で、議会から、あるいは市民の方々から、そういういろいろなご意見が寄せられているのは確かでございます。

その中で、道内の状況、今の時点で把握しておりますのは、現時点で、議会の議決もいただきながら、制度を4月1日から実施をする都市が道内で26市になっている。そのほか、あと小樽市のように、1回定例会に関係議案をお願いしているところがありますし、また、今、確かに委員が言われるように、道内の二、三市で少し動きがあって、凍結というような動きも出てきているのは事実であります。

その中で、はっきりと凍結ということでの意思を進めているのが1市でございまして、その市は、いろいろ聞きましたところ、再任用は2年間凍結するけれども、そのかわりに、退職する職員については市の嘱託職員として雇用するのだということの制度で、振りかわっているようでございます。

小樽市としましては、確かに、市の直接の職員ということで、嘱託職員を雇用するという方法もあるのですが、先日来、いろいろ緊急雇用対策の中で、市内の雇用状況が非常に悪いということで、特に、そういうリストラを受けた失業者を市で直接雇おうではないかということで今いろいろ動いていまして、面接など、いろいろなことを今盛んに進めている最中です。

そういう中で、実際、市の嘱託職員という形では、退職者は今、雇う計画はありません。そういう中で、はっきり区分していこうと思っておりますので、今のところ、そういう雇用の関係も図っていくのと同時に、厳しい財源の中ではありますが、我々職員の給与についても、ある程度削減していこうという方向づけをとって、財源にも充てていくというようなことで進めていこうということで、市民のご理解をいただきたいというふうに思っている次第であります。

そういうことで、4月1日からの再任用については、ぜひ進めさせていただきたいというふうに思っております。

○横田委員

わかりました。

もう一つ再任用に関する質問ですが、職員団体との折衝が当然続いていると思いますが、特に何か大きな問題点といえるのでしょうか、進んでいないというのがありましたら、お知らせください。

○総務部長

これも市の職員組合とのさらに調整協議が必要でありまして、何回にもわたりまして協議を進めてまいりました。

そういう中で、確かに国で示している報酬の基準というのもありまして、それが、小樽市は、最初は三つの段階で考えたりしましたですけれども、他都市の状況だとか、いろいろな方法を考えましたところ、一本化が必要だろうということになりまして、それで、組合側としても、できるだけ高い方を要請してきたのは確かですけれども、小樽市の財源状況だとか、それから、例えば、一応、地方公務員という立場ではわかりありませんので、そういう中で、国の指導にもよる各種手当の支給関係につきましても、ほとんどのものは出していない、再任用の職員については出していないというようなことを進めて交渉しておりましたですけれども、おおむね組合とは、何とか今の市の案でやっていけそうという状況にはなっている段階でございます。

○横田委員

再任用の最新の情報をお聞かせ願いました。ひとつよろしくをお願いします。

◎アウトドアスポーツの開催について

次に、教育委員会にお尋ねしますが、今年の1月に第6回アウトドアスポーツ、これは国の施策なのですが、これが後志地方、そして1月には小樽市の望洋台のジャンプ台で開かれたわけです。かんじきドッジボールをはじめ、さまざまな競技がありまして、大変な人で賑わったわけですが、これについて、地域住民の中からは、毎年やってほしい、続けてほしい、継続してほしいという声がたくさんあります。

国の施策ということで、国からお金が出たわけですが、来年度は当然出ない。これは何か全国持ち回りだそうですので、北海道ではなくなるわけですが、これについて、地域住民のもっとやってほしいという要望に関して何かお考えはございますか。

○（社教）上杉主幹

スノー・ワンダーランド・イン望洋シャンツェの今後についてでございますが、1月27日、小樽市望洋シャンツェで行われました第6回スノー・ワンダーランド・イン望洋シャンツェは、第6回全国アウトドアスポーツフェア小樽市実行委員会のメインの事業として実施したところでございます。

当日は、好天にも恵まれまして、170名に近い民間のボランティアの支援をいただきまして、また、委員が今おっしゃいましたメイン種目のかんじきドッジボールやチューブスライダーなどに約4,400名を超える市民参加をいただきまして、無事終了したところでございます。

このことは、市民のアウトドアスポーツへの認識が深まるとともに、冬期間の運動不足や世代間交流に大きく貢献したものと認識してございます。

この後、今月末に実行委員会の総会が予定されてございまして、今後の在り方について協議することになります。市といたしましては、関係部局とも協議の上、この事業が今後とも継続されるように進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○横田委員

ちょっと聞き漏らしましたが、参加人員は4,400と言ったのですか。

○（社教）上杉主幹

延べ4,400名を超えてございます。

○横田委員

私も会場に行っただけですけども、人はいましたけれども、4,000人もいたとは、改めて驚きました。

今言われたように、ボランティアが170名でしょうか、集まりまして随分やったわけですが、今のご答弁ですと、来年もやっていきたいというようなお考えですが、予算面では大丈夫なのでしょうか、結構かかっているように聞いておりましたが。国のお金は出なくなりますよね。そのカバーはできるのかということです。

○（社教）上杉主幹

今後の予算につきましては、まだ決定してございませんが、いわゆる道の補助金を考えて実施できないかというふうに検討してございます。

○横田委員

それで、やっていただきたい。それから、秋にもあの場所を使っていろいろなスポーツ系の大会などをやっておりますので、望洋台のジャンプ台が着々と認知されてきているのかなというふうに感じております。

◎卒業式における国旗・国歌の状況について

最後に、今日卒業式が行われましたので、もしまとめておられましたら、本日の卒業式の国旗・国歌の状況などについて、わかる範囲でお聞かせください。

○（学教）指導室長

本日、中学校の卒業式が行われておりますけれども、卒業式が1時間余かかりまして、その後、見送り等で、私どもが出てくるまでには、まだまとまっておりませんので、その点については、現状ではお答えできませんので、よろしくお願いいたします。

○横田委員

終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時5分

再開 午後3時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○斉藤（陽）委員

◎陳情第71号について

まず、陳情第71号に関連してお伺いをいたします。

小樽市議会は、昭和57年6月28日、核兵器廃絶平和都市宣言を決議しております。我が党は、この精神を将来にわたって最大に尊重すべきものと考えております。

また、去る1月29日に、この陳情の代表の方々と説明をお受けする、また、お話をする機会を持ちました。市民の平和を求める心、また、港湾の秩序ある運営については大いに賛同するものでございます。

ただ、さきほど市長からも答弁がありましたように、国の専権事項ということもあり、地方自治体として非核証明を求めるということには限界がございます。

したがって、条例案にもうたわれておりますとおり、昭和57年の宣言を具体化し、市民の平和で安全な暮らしの維持向上のために、平和行政の推進をする、市民参加を推し進めるということが大切な観点ではないかと考えます。

そういった観点から、何点かお伺いをさせていただきます。

まず、核兵器廃絶平和都市宣言の精神にのっとって、市民の平和意識の啓発ということが行われてきたと思いますけれども、過去の主な事業についてご説明をお願いいたします。

○（総務）総務課長

平和事業につきましては、ただいまお話がありました核兵器廃絶平和都市宣言もありました57年以降、ずっと継続して今までやってきております。

主なものとしたしましては、平成6年にテレジン収容所の幼い画家たち展という絵画展と、それから絵画展の記念講演会、子どもたちの絵が語るものというものを、絵画展につきましては運河プラザ、それから絵画展記念講演会につきましては、道新の小樽支社ホールで行っております。

それから、翌年の平成7年が、ちょうど終戦50周年記念の年に当たりましたので、これを記念する平和事業といたしまして、小樽美術館で丸木さんの原爆の図展、それと同時に、ジュニアリーダー養成研修、少年の船で、その中の研修生を平和記念式典に参加させておりますとともに、平和ポスター、標語作品展を産業会館で開いております。

それから、平成9年には、運河プラザで平和への願い・広島原爆展ということで特別展示をしております。

それから、あと最近では、ここところは映画上映会と平和資料展示ということでやってきております。

○齊藤（陽）委員

大分前の話はわかったのですが、ここ二、三年、映画上映会ですか、これの参加人員といえますか、入場者数の増減の傾向等については把握されていますか。

○（総務）総務課長

この映画上映会と平和資料展示につきましては、いずれも市民センターのマリンホールを使ってやっております。

それで、平成11年、12年につきましては150人前後でありましたけれども、去年の映画上映会と平和資料展示では約170名ほど、若干増えております。

○齊藤（陽）委員

映画と平和資料展示とは別なものだと思うのですが、数は合わさっているのですか。

○（総務）総務課長

映画の方はマリンホールでやりまして、入口の近くのホールといえますか、そこで展示している。だから、映画を見にいく途中、あるいは終わって帰ってくる途中に、そういう資料展示を見るというのが11年、12年、去年は、ホールが使えなかったものですから、2階の研修室、その研修室の隣の会議室で展示をしたという形の中で行いましたけれども、むしろ去年の方が参加者が若干増えたということでございます。

○齊藤（陽）委員

増えた方がいいのですが、これは増えたなら増えたなりにどういう広報活動が徹底していただとか、そういう増えた理由というか、そういったものもあるかと思うのですが、それは経験というか、今後に生かせる部分だと思うのですが、どうでしょうか。

○（総務）総務課長

ちょっとこれは想像の範囲でしかないのですが、毎年、小樽市が平和事業として映画上映会をする。大体、子どもも大人も両方が一緒になって見られる、例えば「はだしのゲン」だとか、去年は「広島に一番電車が走った日」というようなアニメをやっております。

そんなことで、人が増えたのは、それが定着化したのかなという気もしますし、また、ほかの原因があるかもしれませんが、去年は、前回、前々回よりも20人ほど観客が増えたということでございます。

○齊藤（陽）委員

それから、核兵器廃絶のためのいろいろな広報活動の中で看板というのがあると思うのですが、この啓発看板の

枚数、か所数、また、新增設、取替えなどの予定についてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

まず、看板というか、宣言塔ですけれども、これは花園グリーンロード、それから銭函の星野団地本通線、塩谷の塩谷本通、それから駅前の駐車場というところにありまして、そのほかのものといたしましては、駅前の歩道橋に掲出していますけれども、横断幕があります。

取り替える予定があるかということですが、これにつきましては、今、塩谷の塩谷本通にあります宣言塔が国道拡幅事業でぶつかったものですから、これは今、現在は土木事業所の方に置かせてもらっております。それは改めて使わなければならない。

あと、増設については、今のところは特に具体的には考えておりません。

○斉藤（陽）委員

駅前の小樽の顔といいますか、小樽駅前の宣言塔なのですが、これについては、いつつくられて、どういう管理になっているか、いろいろなことがいっぱい一緒になっていますので、目立たないじゃないかという意見があるのですが、どうでしょうか。

○（総務）総務課長

目立たないじゃないかという、逆にいいですよ、目立たない場合、何もしていませんけれども、特に移設した方がいいというような話も聞いていなかったものですから、確かに、今おっしゃいますように、いろいろな宣言、確かに交通安全も含めてあったと思うのですけれども、まとめて一番人が集まる場所ということで駅前を選んだということだろうと思います。古い話なので、どういった経緯でつくられたか、ちょっとよくわかりません。済みません。

○斉藤（陽）委員

できれば、もっとほかの目立つ場所にもそういう宣言塔を建てるということも検討してみてもどうかということなのですが、例えば築港方面とか、ばるて築港とか、あっちの方とかも、市内外からたくさんお客さんが見えているわけですが、そういったところに建てるのかという案については、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

今現在、そういうような具体的なことは考えておりませんでしたけれども、今お話がありましたので、今後、そういうことが可能かどうか、可能とすれば、どの場所が適当なのかという点も含めまして部内でもちょっと検討させていただきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

それで、さきほどちょっと出ていましたけれども、今年度、市制80周年にちなんだ記念事業ということで講演が計画されているということだったので、どのような内容で、また、講師の方ですとか、会場、日時等が決まっていればお知らせをいただきたいと思います。

○（総務）総務課長

市制施行80周年記念事業といたしまして、8月3日の土曜日に市民センター・マリンホールで予定しております。

これは、一つには原爆記録映画上映会ということと平和資料図書の展示、これは従来からやっているものです。

これに加えまして、被爆体験者の方の講演会の開催ということで、広島平和資料館に講師の派遣を依頼しております。既に内諾は得ております。

ただ、どなたが来てくださるかについては、まだ具体的には決まっております。

○斉藤（陽）委員

ちょっとしつこいかもわからないのですが、その語りの内容ですが、どんなお話というか、被爆の語り部というか、どのような内容で話されるのですか。

○（総務）総務課長

具体的には、どなたが来てくださるかによって内容が変わるといえるか、若干変わるのかもしれませんが、今、具体的にどなたが来てくださるかについてもまだ決まっておきませんので詳しいことはわかりませんが、ただ、確か、広島平和資料館の方で派遣するのは、通常の業務の中で、あちこち全国的にやっているのだそうです。

それで、講演会を聞いた人が非常に感銘を受けて、平和に対する気持ちを新たにしたいというようなこともあったものですから、今回、うちの方でも初めてではありますが、こういうことで呼び立て講演をしていただきたいというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

次に、今いろいろ伺ったわけですが、看板とかがあるわけですが、そういうハード面もさることながら、今後の方向性として、社会教育あるいは生涯学習の講座の一つのような形で、年間を通して継続して、そういう多様な平和思想について学ぶという、そういうソフト面の質を深めるといえますか、そういったことも大事ではないかと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○（社教）社会教育部波田主幹

生涯学習の中での平和事業への取組といいますか、私ども生涯学習プラザの中ではいろいろな事業を毎年行っております。

ただ、14年度につきましては、ほとんど決まっておりますが、今後、新しい企画立案するというようなになりましたら、平和事業をすることも念頭に入れながら検討したいと考えております。

○斉藤（陽）委員

この項の最後なのですが、今いろいろ伺いました点を踏まえまして、今後の平和事業の在り方、また、進め方の基本的な方向性について市長のご見解をお伺いいたしまして、この項については終わりたいと思います。

○市長

昭和57年に宣言をして以来、さきほどお話がありましたように、いろいろな事業に取り組んできております。

これからも、この平和都市宣言の重みというのを十分受け止めて、さらにまた、今回の陳情71号の条例の制定を求める多くの皆さん方の声も大切にしながら、今後はどういった事業が展開できるのかということも含めて十分検討させてもらって、引き続き平和事業を実施していきたい、こう思っています。

○斉藤（陽）委員

◎学校週5日制について

それでは次に、教育委員会にお伺いをさせていただきます。

4月から、いわゆる学校週5日制というのが目前に迫っているわけですが、多くの地域の団体あるいは各種のボランティア団体が、子どもの体験学習、そういう企画に今熱心に取り組んで考えられている最中ということもお聞きしております。

その中で、いろいろ企画された内容のイベントなどの周知の方法、募集の取りまとめ、あるいは万一が事故等が起こった場合の責任の所在、また、賠償や保険制度、そういった部分についての不安の声があるわけですが、その点について伺いたいと思います。

まず、社会教育課の方で、全国子どもプラン事業として小樽子どもセンターという、「大好き小樽」というインターネットを通じて情報発信ということがありますが、これについてはいつから開始されて、反響はどのようなのですか。

○（社教）社会教育課長

ただいまのご質問の小樽子どもプランの中での小樽子どもプランの情報発信の部分でございますけれども、ただ今のインターネットの発信も含めて、「大好き小樽」という情報誌も発行しております。

インターネットにつきましては、月2回の入替えといいますか、市政情報の、それに対する反響等につきましては、残念ながら、メールで返ってくるとかということは今のところありませんので、そういうのは押さえてございません。

ただ、もう一方の情報誌の方につきましては大変好評でございまして、これは児童・生徒はもちろん、幼稚園の方、それから親御さんの方に配布しておりまして、それはかなり好評でございまして、広く使われている、そのようには認識してございます。

○斉藤（陽）委員

インターネットで、イベント情報とかスポーツとかいろいろな分野別に流れていますが、そういう応募状況について把握されていますか。

○（社教）社会教育課長

インターネット上での応募状況につきましては、残念ながら把握をしてございません。

○斉藤（陽）委員

とはいえ、インターネットもあるのですけれども、周知に一番手っ取り早いといいますか、学校を通じての周知という方法がもともとあるのですけれども、例えば、各教室に掲示をしてもらうだとか、あるいは先生に朝礼等で一言説明を加えてもらうだとか、そういったことが考えられると思うのですけれども、そのような学校との連携、協力の体制についてはどうなっていますか。

○（社教）社会教育課長

私どもの方では、毎月学校へ、各社会教育施設で今月は何をしますと、そういった情報の日程を各学校へ毎月流して、それを各教室に掲示をしていただいて、それを見て一応情報を得ていただく、そういうことは毎月行っております。

○斉藤（陽）委員

掲示はしているけれども、特に説明するというまではしていないということですか。

○（社教）社会教育課長

その内容につきましては、一読していただければ、どこでどういうことをやっているかということがわかるようなものなものですから、その内容につきまして、一々説明とかそういったことは逐一行っておりません。

○斉藤（陽）委員

また、応募の取りまとめといいますか、学校で集約して、それを各団体に連絡するだとか、そういったことに学校はどの程度協力できるか、そういうことも地域と学校の連携だとか、また、学校評議員制度だとか、これからいろいろな流れの中で、学校と地域の関係ということで協力体制というものの中でも生きてくるのではないかと思いますのですけれども、そういった部分について考えられていることというのはないですか。

○（社教）社会教育課長

学校の協力体制ということですが、学校の協力体制が児童・生徒の方にそういった情報をということになりますと、先生の協力だとか、そういったことが必要になってくる場面も多々あるかと思います。

直接学校の方とのかかわりといいますか、学校を通じての、そういった部分でお願いするということになるけれども、今現在、情報の提供を要望としてはお願いするということになっているけれども、それ以外の部分については、それを通じた具体的なかかわりがあるのかということについては、まだ今のところなってございません。

○斉藤（陽）委員

同じようなことなのだと思いますけれども、こういう協力関係という観点から、児童館がございしますが、所管は福祉の方だと思いますが、教育委員会としては、児童館についての協力要請といいますか、そういったことは考えていらっしゃいますか。

○（社教）社会教育課長

児童館を利用してといいますか、もう一つの地域における子どもたちの活動の場ということでは、一つの場所ではないかと思っております。

そういった部分では、今特別に児童館の方に、そういった休みの日についてお願いしますというような働きかけはしておりませんけれども、児童館の運営の中で、連携できることがあれば、そういった働きかけを、児童館は福祉部ですので、そういった方とまた協議していきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

学校、それから児童館等と、こういうボランティアといいますか、体験学習等の周知、それから募集、そういった体制づくりとか、システムづくりをぜひやっていただきたいと思います。

次に、万が一ということなのですけれども、そういうボランティア活動あるいは体験学習の中で事故が起きたという場合、その責任の所在ということが非常に問題になるわけですが、基本的な考え方として、これについてはどのように考えられますか。

○（社教）社会教育課長

事故の責任の場合ですけれども、事故の内容等によりまして、ケース・バイ・ケースになろうかと思います。

そういうことで、具体的に事故の内容がわからなければ、一つのことにについては、ちょっとお答えできないのかなと思っております。

○斉藤（陽）委員

基本的には、保護者責任とか、あるいは主催者が十分な準備をして臨むということが大前提だと思うのですけれども、情報を集約して、周知している小樽子どもセンター等が、イベントなりを受け付けて情報発信するわけですが、受け付ける段階で登録するといいますか、その段階で一定の要件といいますか、資格をチェックするか、そういったことの必要性というのはいないですか。

○（社教）社会教育課長

要件のチェックは、一応、私どもでは、基本的には3点の要件といいますか、設けてございまして、1点は公序良俗に反する行為を行った団体、こういったもの、それから、児童向けでないもの、それから営利を目的としている、そういったものは排除といいますか、そういったことでの教育的な部分では、そういったことで考えて情報を発信しています。

○斉藤（陽）委員

事故の場合、いろいろな賠償問題とかがあり得るわけですが、その場合に保険ということが非常に大事になるわけですが、今現在、ボランティアあるいは体験学習等を対象とする保険制度、こういった企画をする人が利用できるようなものについては把握されていますか。

○（社教）社会教育課長

ボランティアの関係につきましては、ボランティア活動保険というのがあるというようには聞いてございます。

それから、交通安全保険とスポーツ保険、それからレクリエーション保険、私が承知しているのは、この程度です。

○斉藤（陽）委員

ボランティア活動とか体験学習、いろいろ各種あるわけですが、この中で、そういう主催団体への説明、アドバイスといいますか、こういう保険があります、利用したらどうですかというような、そういう主催者への助言といいますか、そういったものはされていますか。

○（社教）社会教育課長

具体的にどういった、いろいろ行う際によってあるのですが、私ども、例えばスポーツ保険に入ってくださいと

か、そういったボランティアといいますか、助言を一部してございますし、そういったことでは、必要であれば、そのようなことを行っていきたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

さきほどの問題に戻るのですけれども、学校とか児童館とか、そういった公的な機関が募集あるいは周知にかかわった。そういった場合に、万が一という場合に、事故やなんかがあって、そういう責任問題が関連してかかわってくるということも考えられるわけですが、逆に、そういうことにかかわることを避けたいがために、学校や児童館、そういう公的な機関が周知等にしり込みするというようなことも、また後ろ向きのことになってしまうと思うのですけれども、その辺についての整理といいますか、かかわり方のスタンスといいますか、そういった基本的な部分をお伺いしておきたいのです。

○（社教）社会教育課長

学校あるいは児童館が、事故の部分での基本的な考え方といいますか、その方向性といいますか、そういうことになりますけれども、さきほど申し上げましたけれども、事故の内容とか、そういったことにもかかわってくると思いますけれども、ボランティアをされる方が心配なく、安心して、こういったボランティア活動に参加していただけるような、そういった体制づくりといいますか、どういったものができるかどうかわかりませんが、何かそういったガイドライン的なものを、できればそういったものを何か考えていくのが必要なのかなと、私自身はそういうことで今考えております。

○斉藤（陽）委員

これは4月から実施される目前に迫っているのですけれども、現場では、今いろいろな不安の声といいますか、意欲的に取り組んでいけばいいほど、そういった疑問とか不安とかが大いに出ているのです。

ですから、こういったいろいろな細かい、細かいというか、大事な部分だと思うのですけれども、しっかりガイドライン等を考えて、市民に示す必要があるのではないかと思いますのですが、これは早急に取り組んでいただかなければならない問題ではないかと思いますけれども、再度、確認をさせていただきたいと思います。

○社会教育部長

ボランティアの関係、実は、先日、朝里地区の方へ私どもも出かけまして、お話、地域の生の声をお聞きしていただくということで、そういう取組に着手いたしました。

その中で今、斉藤（陽）委員が言われるように、ボランティアの方、要するに子どもたちの活動について、いわゆる地域にそういった取組がありますと、多くのボランティアの方々が必要でございますし、そのボランティアの方々の資格、位置づけといいたし、そういった面で問題があった場合にどうするか、あるいはボランティアの方自身のそういったお立場はどうなのか、単なるお手伝いなのか、いわゆる指導者としてのそういった資格の中できちっとその事業を行っているか、そういった部分もありますし、そういった中で、そういうことの取組の中で、どういう形で具体的に、お話の中身によりますけれども、そのように思っています。

それで、まだ正直言って、朝里地区でございますけれども、もちろん学校とか、PTAの方については急ぐ問題点、お話もございますので、情報としては非常に濃い情報といいますか、地域といいますか、地域がはぐくむという一つの部分が、国のそういった部分でありますので、地域全体として教育力を高めるとか、地域機能を発揮するという点については、はっきり言って温度差が現実でございますので、その辺のところが、やはり情報の、そういった課題に対する共有性といいますか、そういったことは、私どもとしても、それは早急に取り組んでいかなければならないだろうと思っております。

今ガイドラインの話も出ましたので、そういった基準といいますか、地域の生の声を聞いて、その中でガイドラインのこともたてていくといいますか、この場合は、手法として、行政の方が一定のそういったものを出すのか、ある程度、今一巡といいましたけれども、そういった中で、本当の地域の生の声に、地域の方で、行政も入ります

けれども、盛り上げ、そして確立をしていくという、そういった、これは非常に時間がかかりますけれども、そういった方が、それぞれの地域にマッチしたものになるのかなと思います。そう思っておりますので、方向性ということについて、今言ったこと等も含めて、もう少しお時間を貸していただきたい、このように思います。

○斉藤（陽）委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

さきほど、休み時間の折において傍聴者の方と話す機会がありましたけれども、議会というのは、いろいろと全体計画の中で今一部分を扱っているということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

私の方からは、今回質問しようと思っている項目は、陳情第71号の問題と、それから所管事項であります総務関係を3点ほど質問したいというふうに思います。

◎陳情第71号について

それで、陳情第71号について、私どもの会派が一番最後になるわけですが、冒頭、共産党さんの方から、それから自民党さんの方から、それから公明党さんの方を含めて、これにかかわるそれぞれの党の態度といいますか、それが先に出ていますので、私の方は、冒頭、この陳情第71号については、採択の立場で、その観点でお聞きしたいというふうに思います。

今日、いみじくも中学校が斉に卒業式で、私は銭函中学校に行っていました。ここのところの部分について、私は、21世紀不安、いろいろな不安があるけれども、これを子どもたちに夢と希望の持てる社会づくりといえますか、そういうことを強く感じています。子どもたちの送る言葉、それから代表の言葉等を聞きまして、力強い言葉を聞いてまいりました。

それを受けて、私もこれからの行動に勇気をもらってきたというように感じます。決して子どもたちに巷間とられているような問題ではなくて、やればできるという感じを実感してまいりました。

その中で、強く感じたことは、どうも国の議論の中で、今、大人社会のツケを子どもたちに回そうとしているのではないかなという感じをそこで感じてまいりました。

そういう観点からすれば、今上がっている陳情71号の基本的な精神というのは何だろうかというふうに考えたときに、まちづくりの原点を今問題提起されているのではないかな、こういうふうに私は受け止めます。

従来からすれば、いろいろな形で議論をするわけですが、高い位置から一つのものを組み立てて、それをおろして、それに文句あるか、こういうような流れ方があるというふうに思います。

そういう面で考えますと、いろいろな面での主役といいますか、それはだれなのか、脇役はだれなのか、このところを1回整理する必要があるのではないかなと改めて感じております。

そういう面で考えますと、今回出されている陳情第71号は、いろいろな面で北海道初、それから日本初、それから全国初というふうになりますか、この問題をとらえてみたときには、平和を願う気持ちをどんな形で表すかということに絞られていると思います。

そういう観点からすれば、市民が主役ですから、市民の思い、願いをどう実現させるか、こういうことだろうというふうに思います。

そういう面で考えますと、今回の陳情第71号は、市民が1年半かけて、いろいろと知恵を出し合いながら、案をつくりながら、そして署名も1万7,000有余に及ぶこれを集めて、どっちにしても議会に要請をする。決めるのは、条例ですから議会の中で決める。また、市長に要請を出して、市長がみずから受け止めて決める、こういう過程に

なるのだろうというふうに思います。

そういう面で考えますと、議論の中で、第何条が、これは無理だからとか、どうだとか、そういうところに行ってしまうと、不安、願いの思い、市民の思いというのがどこかへ行ってしまふかなという感じを持つものですから、整理する意味で、今、市民がこんな問題を議会にかけて、思い、願いがあのだということをまず受け止めたいというふうに思います。

さきほど共産党の方からも、それから、ほかの方からも、直接市民の方からの声というものが寄せられています。私も、今、その一部ですけれども、こんな願いで、私どもの方にも働きかけがあるということを紹介しておきます。

前略、小樽市の市民団体が非核三原則の実施と平和推進条例制定の陳情を市議会議長に行ったことを知りました。私は、一市民として心から賛意を表します。

小樽市は全国に先駆けて核兵器廃絶都市宣言をしております。そして、国は戦時中の反省から、港湾管理の責任を自治体の長にあると定めていると聞いております。

私たち市民は、再び戦火に巻き込まれることのない、そして多くの観光客や海外の人々とともに友好の輪を広げていくことが町の活性化・発展につながるものと思います。

どうぞ、貴会派の良識ある論議を踏まえて、この条例採択を実現してくださるよう心からお願いします。

こういうふうに書面が寄せられております。

ここの真なるものは何かということ、それから、平和市民条例を求める会の方が願いをどういうふうに持っているかということを私なりに受け止めた部分については、書面の中にありますけれども、いろいろあるけれども、市議会で決める議会の議員の皆さんに、地方自治体の良識ある政治家として、小樽の一市民として、小樽市民と小樽を愛する人々の心をくみつつ、心のこもった判断をしてくださるよう、ひたすら願うものでありますというふうに私どもに寄せられました。

これは大事なことだなというふうに思い、できることであれば、いろいろな形で市民条例をつくっていく手法があるのでしょうけれども、今回、こういうふうに出された条文の中で判断していかなければならないというふうに思いますけれども、市長に冒頭聞きます。

市長、いいですか。

代表質問でも、うちの武井議員の方から、いろいろな形で動いている中で、1万7,000に及ぶ市民団体の行動等については、市長はどういうふうな感想を持ちますかというふうに聞いたのです。それをまず冒頭、市長の持っている感想、受け止めについてお聞かせください。

○市長

平和で戦争のない世界といいますか、社会といいますか、これを望む気持ちというのは、陳情をされた方も私も一緒であります。

ただ、その中で、こういう条例の制定というのを求めているわけですが、こういった不安といいますか、こういったものが国民の中なり市民の中にあるということについては残念なことです。

ですから、こういったものを払拭するのは、国が責任を持ってやるべき仕事だろうと思いますので、これからいろいろな機会を通じて、私もいろいろな場面で申し上げていきたい、こう思っています。

○佐々木（勝）委員

この運動の理念といいますか、これを熱く受け止める、まずは、こういうふうに受けていいですか。

すぐ条例との結びつきがこうなるわけですが、その思い、願いを形で表していくということになれば、今までとられている中では、北海道の場合は4市になりますか、函館、苫小牧、小樽、それから室蘭でありますか、一応、函館、苫小牧、小樽、そして室蘭というところが、その取組について、それぞれ取組み方は違うと思います。

小樽の場合については、さきほど言いましたように、条例をつくって、それを実現するためには、どうしたらいい

いかということに知恵を出す。

私はこうだと思うのです。表題に書かれていますように、小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例の制定方についてというのが表題でございます。それから推し量っていきますと、さきほども議論がありましたけれども、その三原則の中で一番問題になっているのは、つくらず、持たず、そして持ち込ませずという、この3点のうちの三つ目の持ち込ませずが、どうも実効あるものになっていないということが争点になるのだらうなというふうに認識するのです。

だから、ここに焦点を当てると、いわゆる国が判断している材料から一步も出ていかない。そういうことでさきほども推移しているわけですが、それを乗り越えるためにはどうするかという問題点で、私は、市長の方にお伺いしますが、過ぐる昨年になりますか、10月、キティホークが寄った。そして、その折に記者会見をして、こういう言葉が示されていると思います。

今後は、市民感情に配慮して対応を考えたい、こういうふうに語ったとされております。その後、いわゆるジョン・マッケインが入ってきたときに、いろいろ経過はありますけれども、寄港するのに対して、市長は、市民感情に配慮をして、再考をしてほしい、こういうふうに表明した。このことは高く評価されている、こういうことに受け止めておるのです。

だから、今まで市長が3条件と言っていた中に、プラス市民感情というものの、これは大きな要素なのだというところで受け止めているわけです。

そういう点で考えますと、さきほどの返答の中では、従来からの3条件を維持して対応する、こういうふうに言っていましたけれども、そして市長が見解を述べて、結果としてマッケインが入らないことになったわけですから、この大きな気になる市民感情を大切にする、この部分についての受け止め、見解、今後についての受け止めを。

○市長

市民の皆さんにとっては核の問題が一番心配だろうと思うのです。

それで、従来から、領事館なり外務省に確認をしていますけれども、当初は、ずっと口頭での回答が来たわけです。それで口頭ではだめだということで、文書で寄せせというようなことで、文書に変わってきたわけですが、さきほど北野議員の質疑にもあったとおり、一般的には米艦船には積んでいないけれども、個々の艦船については議論しないというようなことです。

ですから、今後、そういった部分をもう少しはっきりしてくれと。あるいはまた、外務省に対しても、もう少し事前協議がないからなどということではなくて、もっと突っ込んだ回答をお願いして、はっきりさせた方がいいじゃないかというふうに思いますので、結果はわかりませんが、そういったことをこれから積み上げていったらどうかというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう点で考えれば、市民感情というものはどういうふうに受け止めているのか、ここが問題になるかなというふうに思います。

だから、状況的な判断から、たまたま言ったことではないと私も思います。だから、大きなうねりの中で、市民がどんな不安や、どんな思いを持っているのかということをしっかり受け止めなければならないのではないかなというふうに思うのです。

その辺については、さきほど感想ということを書いたのですが、市長を含めて、この先、世の中の流れについては、ポイント、ポイントを含めて大体つかんでいるというふうに思います。その辺のところの部分を含めて、いわゆる市民がどういう不安を抱いているのか、この辺についての受け止め方はどうでしょうか。

○市長

市民の皆さん方には入港を認めろという意見もあるわけです。一昨年のビンセンスのときもそうですけれども、

何でふ頭があいているのに入れないのだということで我々も相当詰め寄られたわけです。

ですから、非常に意見が二分されているということは事実だと思うのです。そんな中での対応なものですから、我々も立場としては非常に厳しい立場でございますけれども、一方でそういう不安を持っている方もいらっしゃるわけですから、今後、そういった不安を持っている方に対して、どう対していくかということが、これから大変大きな課題だろうと思っていますので、そういった点も十分踏まえて、米艦船、あるいはまた、そういった艦船の入港が関係しているわけではございませんけれども、今後、そういう話があったときには、今までの経緯を踏まえて十分おこたえをしていきたいと思っております。

○佐々木（勝）委員

賛成する、しないというのではなくて、憂う気持ちというか、平和を願うものは一つは一致しているということです。

それから、前の経験からすれば軍港化にしないのだ。その要素になるものは取り除いていくというような言葉を整理しながら、今日まで来ているわけですが、目指す平和で、そして活動の活発な商業港として、これから先も小樽は続けていく、こういうことの部分については、これは21世紀プランをつくるときに、小樽の新ビジョンという、小樽が描く市民、市民が描く小樽像というものはどういうふうになっていますか。21世紀プランの小樽像といいますか。

○企画部長

将来都市像ということで、小樽の将来都市像は、未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち、こういうような将来イメージで、小樽市の将来像ということで規定されております。

委員の質問の。

○佐々木（勝）委員

最初のプランをつくるときに、いろいろと市民調査をしたわけでしょう。

○企画部長

市民の意識調査、これはいろんな分野で、生活環境あるいは福祉、保健、医療、教育、文化、スポーツ、それから時代の潮流といいますか、国際化、情報化、こういった視点でいろいろな角度から市民の意識調査をしました。

その結果、小樽市の将来イメージ、これは年齢とか性別、これらにはいろいろ差はあるものとしても、それらがある程度集約していけば、福祉都市あるいは商業港湾都市、それから観光都市、それと快適環境都市といったような大体四つのイメージに集約されているだろうかと思います。

それから、まちの発展方策ということになれば、観光産業の振興、あるいは貿易・物流の振興、それから商業の振興、工業の振興という、こういったまちの活性化の方向性が大事だな、こういったトータルの市民からの意見が寄せられている、こういったふうに感じております。そのときは、そういったまとめ方がされております。

○佐々木（勝）委員

そういうふう以小樽のまちづくりの基本、将来像、どういう観点で小樽を発展させていくかということは明確になっていると思うのです。そういう小樽の描く、それに向かってみんなまちづくりをしていく、ということだと思ふのです。

そこへ降ってわいたわけではないのですけれども、大型空母が続けて入る。年間、これまででいえば93隻の武器を持った軍艦が入る。こういうことを一体なぜなのだろうかとふうに市民であれば考えると思うのです。

だから、その辺に歯止めをかけるというよりも、今、それだけの船が入り、大型空母が入ってくる。1回入ったものは2回来る。そういうことで、どんどんどんどん不安材料を大きくしていくということに対して、市民の声を実効あるものにしていかなければならないという方策は必要じゃないだろうか。

私は、第4回定例会の中で問題提起させてもらいましたけれども、子どもが主役であれば、学校教育だけで子ど

もを育てることはできない。社会が家庭がという三すくみの状態で進めていくとすれば、子どもの権利条約を中心とした小樽のまちづくりをしていくという観点に立って、人権条例を中心にした市民条例をつくっていきませんか、というふうに問題提起をしました。

そういう観点からすれば、小樽のまちづくりの基本は何なのかということを見誤らないで進めていくということが必要だろうと思います。

それが、今平和が危ない、そういうときに市民の総意としてのつくり方というか、市民条例というのが必要だろうというふうに感じます。

他の都市で、その辺のところが一定の限界といいますか、条例化するまでの限界といいますか、そういうことに乗り上げて、かかって小樽の市民条例のつくり方について十分な関心を持っているのではないかというふうに私は受け止めます。

だから、そういう面で考えますと、市民団体の方から、その辺のところを本当に十分しんしゃくしながら物事を決めていってほしいと。そして、市民条例が日の当たるものになるようにという願い。

私は、ここで確かめておきたいのは、がんじがらめのコンクリートになった、団体の方から出されている市民条例案が、これは一言一句違ったらだめと。やり取りしていませんから、その辺のところはわかりませんが、まず一步としては市民のその部分の思い、願いを条例化することについてのところから、まず始めなければならないだろうなというふうに思います。

そういう面では、今ここに求められている市民条例の本旨といいますか、これを何としても他の会派の皆さんにも理解していただき、市長についても、その思い、願いを形に表すためには、今後どうしたらいいのかということも含めながら、今回の提案といいますか、陳情については扱っていききたいなというふうに思います。

そういう面では、その観点からいきますと、とりあえず言葉足らずの部分がありますけれども、やはり思い、願いの部分から、地方が国是を求めるという道新の社説にもありますけれども、市長の考えは、国の決め事だから、国が決まってから解決と。変わるだろうと。これは教育の問題でもそういう気配がありますけれども、やはり地方分権時代、地方から自分たちのまちづくりは責任を持ってつくっていく、こういう流れに戻すべきだというふうに思います。

そういう面で考えますと、道新の社説の最後のところにありますけれども、大事なことは、函館や小樽の市民団体が求めている条例は、神戸方式で実現が難しそうなら、非核平和の願いは一つ、住民の思いを大切に、支持が得られなければ安全保障はなり得ない、こういう結びで活用しておきますけれども、そういう点で考えますと、末梢の部分について、ああでもない、こうでもないというよりも、根幹について私は大きく受け止めたいというふうに思います。

そういう面で、私は、これから条例をつくる一步というふうに押さえて、他の会派の皆さんも含めて、これを今後の平和を求める願いの一つにするための条例化に向けて賛同をいただきたいというふうに思います。

◎ワークシェアリングについて

それから次に、陳情外の部分について3点ほど端的に言います。通告してあります。

一つは、前にもお話をしておきました自治体に取り組んでいるワークシェアリングの問題です。

この間、課長と話をして、全国といいますか、全道といいますか、毎年、自治体が行っている実態といいますか。

○（総務）職員課長

ここに2月の1日現在で、北海道の方で道内の市町村に対する調査をしておりますので、その状況を私どもはつかんでございますので、お知らせします。

13年度で申しますと、時間外等を含めますと、雇用対策が出ているのが私どもの小樽市と苫小牧、この2市でございます。

14年度に向けましては、34市中17の市で既に実施をしたいというふうに決まっております、検討中というのが2市ございます。

しかしながら、この17の市では、ほとんどが時間外を、私どもが13年度でやっているように、時間外を新たな雇用、そういったもので雇用している、そんなような状況になってございます。

○佐々木（勝）委員

それで、ワークシェアリングはいろいろと言葉として響いていきますけれども、今、小樽が行っているやり方と違いますか、これはワークシェアリングだというふうに押さえているのでしょうか。

○（総務）職員課長

ワークシェアリングのとらえ方というのはいろいろございまして、私どもは、13年度で実施しました雪あかりの路、あるいはまた都市計画で毎月時間外を削減して、その分を臨時職員なんかに、そういったものがワークシェアリング的な手法というふうに私どもは考えておりまして、ワークシェアリングというのは、いろいろと定義がございしますが、このワークシェアリングを一般的に最大限取り入れておりますオランダ、ドイツ、そういった例から見ますと、この面におきましては、労働時間を削減して、それを新たな雇用に結びつける、そういったような状況で行われておりますけれども、ただ、労働時間をどういうふうにとらえるのか。時間外といいましても、私ども職員の中では勤務時間になってございまして、そういった中で考えてございまして、ですから、すぐは、そういった海外の先進的なところから見ますと、ちょっと違った形にはなっているかとは思いますが、やはり緊急的に雇用を創出する意味では、ワークシェアリングという考え方には沿ったやり方ではないか、そんなふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

端的に聞きます。

私が調査した実態といいますか、本来的なワークシェアリングというものと、一部変形ではないけれども、四つのパターンがあるのじゃないかというふうに指摘されています。

一つは、雇用維持型という、雇用を維持するというパターン、これには緊急避難的な要素を多く含んでいる。

それから、もう一つは、同じ雇用維持型でも、中高年対策型というか、こういうような押さえ方でされているようにも聞いているわけでございます。

そして、三つ目には雇用創出型、新しい雇用をつくり出していく、これがワークシェアリングの部分かなと。

そして、四つ目には就業多様型、多様な就業対応型、こういうふうに表示されている。

この中身を調べてみますと、正社員について短時間勤務を導入するなど、勤務の仕方を多様化して、女性や高齢者をはじめとして、より多くの労働者に雇用機会を与える、こういうことが本来的なワークシェアリングだ、こういうふうに表示されているようです。

この4パターンがありますから、そういうパターンの中で、今、自治体が模索だというふうに今表現されていますが、これが本来のワークシェアリングです。自治体が進めているワークシェアリングだというふうには、まだ模索の段階だというふうになっていますけれども、行き着くところ、小樽市も本格的なワークシェアリングというか、こういうことを追求していくのか。

私が言いたいのは、本来であれば民間企業が先行するというのが多いのだけれども、こういう機会ですので、いわゆる公が先導する形で民を刺激していく、こういうこともこれから必要じゃないかなというふうに考えるものですから、後追いする形でなくて、公がその辺を研究しながら、どうあるべきかということで。

○（総務）職員課長

今、議員の方からいろいろお話がございましたとおり、ワークシェアリングの中であればいろいろな型があるということで、ですけれども、確かに、雇用対策をやる上で、私どもは今、市の中でできる緊急的に取り組めるもの

が何かないのかということで、13年度は探して実施をした。14年度に向けては、また新たな模索をしていきたいというには思っておりますけれども、ただ、一つの自治体、あるいは地域の中でできるものと、それらのものが集まりまして、国レベルで、もっと大きな意味での雇用対策、そういった意味で出ていくもの、いろいろな形態があるのではないかなというふうには思っております。

ですから、私どもは、今までやったような成果を反省しながら、あるいは新たな取組がどういうものができるのか。私どもとしては、できる限り、雇用期間も長く、あるいは雇用する人間も多くしたいというふうには思っております。

私どもは、今までも必要なときに必要な人数を臨時職員等で雇用してきている実態もあるものですから、どういったことができるのか、各部でもいろいろと考えをめぐらせながら雇用していきたい。

そういった形で、私どもが日ごろやっている中で、北海道の取組、あるいはまた、それを越えたその手の取組も出てまいりと思いますので、そのようなものもまた勉強しながら、雇用の新たな創出に向けて努力していきたい、そんなように思います。

○佐々木（勝）委員

所管事項と思っておりますので、今日はこの辺で終わります。

◎朝里十字街の跡地問題について

次に移ります。

これは企画の方のあずかりだというふうに思っておりますので、朝里十字街の跡地の議論について、去年のうちに、いろいろなことで話が出ていると思いますけれども、今、現段階での実施状況であります、それをまずお聞かせください。

○（企画）中塚主幹

ただいまの朝里共同住宅の跡地利用についてであります、これまでの間、私どもの企画部が中心となりまして、庁内関係部とは、これまでの議会でも出ておりますコミュニティセンターなどの話、それから、あるいは消防の朝里出張所の移転の話もございますので、そういったこと、それから、その他公共施設の関係、そういったことが多岐にわたりまして検討を進めてきております。

そして、さらには、民活導入ということも含めた複合施設の可能性ということを探ることも私どもは視野に入れておりますので、民間の方々ともいろいろな面からのお話を進めております。

ただ、現時点では、具体的な事業計画は今やってはございません。

○佐々木（勝）委員

恐らく毎回そうで、話の中で推移していくのだろーと思っておりますけれども、1番の問題点は何でしょうね。なかなか進まないというか、その辺のところの問題点について伺います。

○（企画）中塚主幹

ネックとなるもの、さきほど財政部の方からも報告がございました。それは財政の話かと言われるかもしれませんが、でも、かつてないほど、資料もごらんになってご承知だと思いますけれども、非常に厳しいというか、もう通り越しているということも、この辺を、今後どういような施設づくりをするか、やはりこれは相当な、過去、今まで従来型とは違った考え方を持っていかなければ、これはお話としては消えていくだろうと。ですから、何とか乗り越えなければならないだろう。やはり財政問題というのは切り離せない、こう思っております。

○佐々木（勝）委員

実は、しょうがないでなくて、そこでやっぱりいろんな、さっきのもそうだけれども、これは基本的にはよく市長も使うし、私どもも当然そう思います。

これからの部分については知恵を出し合うというのが、金ないからギブアップでなくて、知恵を出すという、こ

れが大事なのかなという感じはします。P F Iの問題等もいろいろ出るわけだから、そういう面で考えると、小樽のまちを総合的にどうつくっていくのだ、まちづくりのところで接点を持っていくものだと思います。

だから、そういう面で知恵を出し合う。その中に、さっきの市民条例じゃないけれども、市民が参画して、自分たちの手で手づくりのものをつくっていくという、この声を我々は受け止めて、それに注入していくべきでないかなと思います。

自立するところに行政は支援していく、サポートしていく、こういうものがなければならないのじゃないかなというふうに感じています。

それで、一応かみ合わないで、先はどうなるかわからないというのではちょっと困るのだけれども、一応スケジュール、めどというか、いつまでもどうするかというわけにはいかないだろうけれども、今計画を考えている部分について、スケジュール、めどといいますか、どんな方法で、どうしていくかですね。

○（企画）中塚主幹

まず、付託先が厚生常任委員会になっておりますけれども、陳情第72号で、多目的コミュニティセンターの設置方について陳情が地域の方から出ております。

それで、私ども、地域の方の具体的な動きが出ておりますので、行政と民間、それから地域の方々が一つになりまして、これは組んでいかなければ、それこそ知恵を出し合っていかなければならないだろう、こう思うのです。

そこで、これから地域の方々と広い角度で意見交換をしていかなければならないだろうと。多少時間はかかるでしょうけれども、やはりじっくり、これは相互の理解を高めていかなければなりませんので、できれば財政のこともありますけれども、それを乗り越えるようなシステムができるかどうか、できるようにしたいと思うのですけれども、やはり14年度中には何らかの方向性、考え方が出るような努力を当然していかなければならないだろう、こう思っています。

○佐々木（勝）委員

それでは、先に行きます。あと、最後一つです。

◎学校完全5日制における社会教育の充実について

大きなテーマで出しておきましたけれども、この4月から学校完全5日制になります。それと社会教育の充実ということが当然学校5日制と関係なく、関係なくといいますか、従来からのテーマにあります社会教育の充実等についての問題を含めてといいますか、今回、学校完全5日制になることによって、より総合的な計画が必要になってくるのではないかなというように問題提起しておきました。

現時点で結構ですから、その辺の社会教育の充実等についての基本的な考え方、これを聞かせてください。

○社会教育部長

社会教育の充実というようなご趣旨でございますけれども、さきほども5日制の問題をお話しましたけれども、地域の懇談会、その中で感じたことは大きく二つに集約されるというようなこと、一つは、新しい制度の中で子どもたちの学力は大丈夫なのかということが一つありまして、それから、1週間の中で、今度は完全お休みになるという中で、その休みの過ごし方といいますか、過ごし方がどうなるのかなということだと思います。

それで、ご質問の社会教育の充実ということでございますけれども、私どもの分野としては、市民の皆さんの生涯、子どもからお年寄りまでのそれぞれの自主的な学習活動を拡大していく。そういう中で、生涯学習の社会の創造を目指すということが大きなテーマになってございます。

それで、率直に申し上げまして、今現実的に、しからば子どもたちの部分、社会教育の分野でどうだということになるわけですが、今後、そういう仕組みがかなり変わっていますので、子どもたちの部分に社会教育部分の重点をかけるように、そういった生涯学習の観点でのカリキュラム、そういったところを厚くしていかなければならないのかな、こんなふうに思っておりますし、そういった意味で、現在、社会教育施設で実はいろいろな体験

学習をやってございますので、その辺のところを、あるいは社会教育の学芸員など専門職員もおりますので、そういった出前講座等も含めて、社会教育施設で、まず地域に出かけるように、そういった企画も、これから、いずれにしても子どもに重点をかける生涯学習の取組、そういったことに力を入れていきたいな、こういうように思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう意味では、具体的に、いわゆる社会教育施設のなところに埋没したら、大きな生涯教育というか、そういう中で考えることは、小樽の生涯教育の中で総合プランというのか、そういうものの形になっていったほしいなというふうに思うのです。

それで、これから話すけれども、今、それぞれのセクションで非常にユニークといいますか、知恵を出して取り組んでいる事例なんか時々マスコミにのりますけれども、今、こんなことを考えている、こんな方向に向かっていくというこの部分で出す部分があれば、例えば博物館の場合なんかは、由緒ある博物館というのは全国にありますけれども、いろいろな形で博物館の活用というか、利用というか、そういうところが、子どもたちだけでなく、大人も含めての在り方とか、いろいろなことが出てくるかと思えますけれども、若干数が多い部分があるかもしれないけれども、多少今受け止めているところで、今ユニークな形で社会教育施設のところで提示できるものがあれば。

○（社教）社会教育課長

私ども社会教育関係の施設の事業は、2、4土曜日の部分で行っていた事業でございますが、16ほどの事業がございます、それ以外に、現在の夏休みとか日曜日、そういった事業を含め、30近くあります。

それで、具体的な部分で申しますと、今年は、例えば博物館であれば、5月にエゾサンショウウオと早春の花観察ツアーとして奥沢水源地で行います。それから、9月には、森の野ネズミ観察会、それから長橋のなえぼ公園、そういった部分だとか、それから、図書館の関係では、今も取り組んでいますけれども、子どもの司書体験とか、そういったそれぞれの館ではいろいろなことをやっております、それは30くらいあるのですが、時間がかかりますので、そういった各事業をやっているものを、それぞれの全土曜日への結びつき、拡大していきたい、そういった考えでは今おります。

○佐々木（勝）委員

うまくまとめると、社会教育施設の充実と、そのための方策を具体化していくようにお願いしたいと思います。

ただ、この間も聞いたのですけれども、学校5日制になったら、土曜日に今までやった部分が、これで4日になるから、その分を従来どおり延長する。

それから、学校開放事業についても、今まで2回だったものが毎週になるわけだから、単純に考えると、開放事業も引き続きやります、こういうことではありますけれども、その辺でも学・社、総合的に考えて計画的にやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時15分

○委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

自民党。

○横田委員

自由民主党を代表して、本委員会に付託されました陳情第71号小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例制定方についてを不採択とする討論を行います。

本陳情の趣旨は、小樽市が我が国の基本政策である非核三原則を誠実に遵守して、恒久平和を実現するために、小樽市独自の平和行政を推進するための条例を制定してほしいということであると思われます。

もとより、我が会派は、日本が核を持たない、つぐらない、持ち込ませないという、いわゆる非核三原則について、これを強力に支持する立場に立っております。

現在のこの日本で核を保有しようという意見や立場を持つ者は皆無であると思われますし、仮にそのような意思を示す者がいたとしても、全国民の圧倒的な力で、その意思は封殺されるであろうことは容易に想像できます。

それほどに非核三原則は日本国民の間に深く浸透しており、それは疑う余地もないことであります。

本陳情趣旨の小樽市が非核平和都市であることを明らかにする、あるいは世界平和に貢献していくという願いは、さきほど我が党議員も申しましたように、我が党のそれともまさしく一致するところであり、大いに賛同するところであります。

しかしながら、本陳情の条例案では、その第3条第2項で、小樽港に入港するすべての外国艦艇に核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出を求めることとしております。

さらに、第3項では、こうした証明書の提出がない艦艇には、港湾施設の使用を認めない、つまり、小樽港へ入港させないということを明記しております。

そもそも外国艦船が本港に寄港することに同意することは国の権限であり、地方公共団体の権限でないことは明白であります。

確かに、地方公共団体は、危険物の取扱いなどに関して一定の行為を規制したり、港湾施設の使用を規制することとは可能であります。これらは、あくまでも港湾の適正な管理及び運営を図るという観点から導き出されるものであって、港湾管理者としての地位に着目しているものととどまるものと判断されます。

港湾管理上の規制と外国艦船が我が国に寄港することに同意を与えるか否かについての決定とは全く別個の問題なのであります。

港湾管理上の規制とは、船舶が巨大でふ頭などの施設が対応できない、あるいは必要な深度がない、深さが浅い、あるいはバースがあいていないなど、当該艦船の入港により港湾管理に支障が生じる場合を言うもので、核を搭載していない旨の証明書提出がないことを理由に、その入港を拒絶できるものではありません。

米国軍艦は日米安全保障条約や、その関連取決め、つまりは日米両国間の約束で、我が国の港への出入りを認められております。それを地方公共団体の権能によって寄港を認めないということになれば、国の外交権を著しく損なうもので、地方公共団体の事務としては、その権能を大きく逸脱することになるものと思われます。

我が党は、本陳情の平和を願う趣旨については大いに賛同するものですが、以上述べました理由、立場から、本陳情が制定を求める条例案の第3条第2項、第3項については、見解を180度異にするため、その制定を認めることはできません。

以上、討論といたします。

○委員長

共産党。

○新谷委員

日本共産党を代表して、請願第53号、陳情第71号は採択、継続中の案件、請願第40号、陳情第2号、第30号は採択を主張します。

請願第53号は、憲法第9条を守り、有事法の制定に反対する意見書提出方についてです。

有事法、有事立法制定の動きは、昨年10月、アーミテージ現國務副長官らの特別報告を出発にしています。アメリカの戦略に呼応してアメリカの意のままになることです。

ヨーロッパは、対米自主性にこだわり、東南アジア諸国連合もアメリカや日本の動きを非常に警戒しています。アメリカが戦争を仕掛けると、相手側の反撃を覚悟しなければなりません。日本は憲法第9条を守り、平和外交で世界に励ましを与えることが大切だと考えます。意見書提出の請願の願意は妥当です。

陳情第71号小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例制定方については、アメリカ政府が2000年に解禁した公文書では、事前協議は、米軍機の飛来、米艦船の日本領海並びに港湾への進入は、協議の対象外だということが明らかにされております。

今年は、核兵器廃絶平和都市宣言20周年でありますけれども、今、市民に平和の運動、願いが大変高まっている中、この条例を制定することは、市民だけではなく、全道、全国に大きな励ましになるものであります。市民の安全を守り、平和な商業港として小樽港の発展の条件ともなるものです。

市長は、条例をつくれるのです。国の顔色をうかがうようでは、自治体の長としていかなものかと思います。

なお、継続中の案件については、さきほど述べましたように、採択を主張します。詳しくは本会議で述べます。

以上、終わります。

○委員長

公明党。

○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、議案第33号、第35号、第50号、第52号に賛成、請願第53号、陳情第71号については不採択、継続審査中の請願第40号、陳情第2号、第30号については継続を主張して、討論を行います。

請願第53号は、有事法の制定に反対する意見書提出方についてであります。我が党は、防衛出動法制について、まず、原理、原則を明らかにし、憲法の枠内で、かつ、憲法解釈を変更せず、私権の制限は最小限にとどめ、自由権は守るという立場であり、法整備の対象を防衛出動が発動される事態に限定しています。できる限り避けるべき超法規的な状況の出現を回避しようとするものであり、憲法第9条を破り、日米共同の戦争体制への動きなどの批判は当たらないものであるばかりか、むしろ無責任と言うべきであります。

防衛出動では、国民全体の生命・財産を守る上で仮に必要なあれば、国民の私的権利が最小限の範囲で制限されることはやむを得ないと考えます。

その場合、大切なことは、そのための手続などのプロセスが適正でなければならないということです。それを事前にきちんと定めることが今回の法整備の目的であります。この備えがなければ、万一の際、自衛隊の行動は超法規的になりかねない状況です。かえってそうした事態を看過しようとする方が無責任と言わざるを得ません。

請願第53号は、このような法整備に反対する意見書を提出するよう求めるものであり、不採択を主張します。

次に、陳情第71号については、昭和57年6月28日、本市議会は、核兵器廃絶平和都市宣言を議決しており、我が党は、この精神は、将来にわたって最大に尊重されるべきであると考えます。

しかし、陳情中の小樽市における非核三原則の実施と平和行政の推進に関する条例案、第3条第2項及び同条第3項は、小樽港港湾区域に入港するすべての外国艦艇を保有する国に対し、当該艦艇が核兵器を搭載していないことを証明する書面の提出を求め、書面の提出がない艦艇に条例の効力として一般的・原則的に港湾施設の使用を認めないとするもので、国の代表的な専権事項である外交・防衛の事項に関して、地方公共団体である市の権限を著しく越える行為となるものと考えます。

まず、我が国は非核三原則を堅持しており、核兵器の持込みは、日米安全保障条約及びそれに基づく日米地位協定による事前協議の対象であり、事前協議の申出がない以上、核の持込みはないとする国の見解が示されています。

外交、防衛は国の専権事項であり、したがって、個々の入港艦艇について、核兵器の不搭載の証明を求めるには

及ばないと考えます。

さらに、港湾施設の使用の是非については、個別の事案について、港湾管理上の権限に基づいて市長が個々のに判断すべきものであって、条例に外交・防衛の事項にわたる要件を設けて、一般的・原則的にその使用を認めないとするのは、国民全体の利益に反するおそれがあり、地方公共団体の行為として許されないものと考えます。

したがって、同条項を含む陳情第71号には不採択を主張します。詳しくは本会議で行います。

以上、討論といたします。

○委員長

民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

我が民主党は、議案は可決、請願・陳情は採択、それから継続中の請願第40号については採択、陳情第2号、第30号については継続、特に、陳情第71号について討論をいたします。

さきほど来、会派の意見を聞いて、市民の思い、願いを実効あるものにするためには、条例の制定が必要、こういうことで陳情をされたものであります。

そういう面で考えますと、陳情の内容について事細やかにについてやり取りがありましたけれども、やはり今、平和を求める動きが一致するとすれば、その願いを一つにするためのものというのは条例という形は大きな要素だろうというふうに私も思います。

そういう面では、出された陳情第71号についての陳情趣旨、願意は、本当に意を得て妥当だというふうに考えまして、賛成の討論といたします。

詳しくは本会議でまた述べさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第53号、陳情第71号について、一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、請願第40号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、陳情第2号及び第30号について採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。